

**第2期**  
**ニセコ町子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月**  
**ニセコ町**

## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の計画作成時期と期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
<b>第2章 二セコ町の子ども・子育てを取り巻く環境</b> .....	5
1 人口・世帯・人口動態等.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	13
4 ニーズ調査の結果概要.....	16
5 二セコ町の子ども・子育て支援の課題.....	39
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	41
1 基本理念.....	41
2 基本的な視点.....	41
3 基本目標.....	42
4 施策体系.....	43
<b>第4章 教育・保育提供区域の設定</b> .....	44
1 教育・保育提供区域の考え方.....	44
2 教育・保育提供区域の設定.....	44
<b>第5章 教育・保育施設の充実</b> .....	47
1 量の見込み.....	47
2 提供体制の確保と実施時期.....	48
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	50
4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について.....	53
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	53
<b>第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実</b> .....	54
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	54
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	62
<b>第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進</b> .....	63
1 児童虐待防止対策の充実.....	63
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	64
3 障がい児施策の充実.....	64
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進.....	65
5 子どもの安心・安全な環境の充実について.....	65

第8章 計画の推進体制 .....	67
1 関係機関等との連携 .....	67
2 役割.....	67
3 計画の達成状況の点検・評価 .....	68

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国において急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27（2015）年度から本格的にスタートしました。

本町においては、「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」という基本理念のもと、「ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

これからも、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決することは重要です。そのために、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取組を今後も推進していく必要があります。

また、令和元年子ども・子育て支援法の改正で「子どもの保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたもの」が、子ども・子育て支援法の基本理念に追加されており、本町においても、幼児教育・保育の無償化にも対応していくものであります。

このため、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5 年間で 1 期とする「第 2 期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、計画的に施策を推進していきます。

### ニセコ町が国の SDGs 未来都市に選定

SDGs とは「持続可能な開発目標」として、2015 年 9 月の国連サミットで 150 を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』（行動計画）に記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標のことです。ニセコ町はこれまで、「住民参加・情報共有による自治の実践」や「環境モデル都市の取組」、「独自の開発ルールづくり」などのまちづくりを継続して実践し、取り組んできました。これらの取組みは、SDGs の 17 の目標に置き換えるならば目標 17「パートナーシップ」や目標 7「エネルギー」、目標 11「住み続けられるまちづくり」などであり、言い換えれば町のこれまでの取組みそのものが、SDGs が目指す取組みでもあったと捉えています。町の計画の大きな枠組みの一つである「若年・子育て世帯がゆとりある暮らしが出来る住宅の確保」を願い「ニセコ町 SDGs 未来都市計画」を進めています。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、ニセコ町の子どもと子育て家庭を対象として、ニセコ町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みに沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みの子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、「ニセコ町次世代育成支援行動計画」を本計画の中で一体的に継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。

### ■子どもの対象範囲について

0 歳	0 歳	1 歳	1～5 歳	6 歳	6～11 歳	12 歳	12～17 歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象 ※養育支援事業 のみ一部対象	
<b>子ども・子育て支援法（中心対象年齢）</b>								
<b>次世代育成支援対策推進法</b>								

### ■上位計画

ニセコ町総合計画

整合 ⇕

ニセコ町  
子ども・子育て支援事業計画

### ■根拠法令

子ども・子育て関連 3 法  
◎子ども・子育て支援法  
◎認定こども園法  
◎関連整備法

整合 ⇕

### ■関連計画

教育振興基本計画、ニセコ町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画  
ニセコ町都市再生整備計画、  
(次世代育成支援行動計画 後期行動計画) など

### 3 計画の計画作成時期と期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

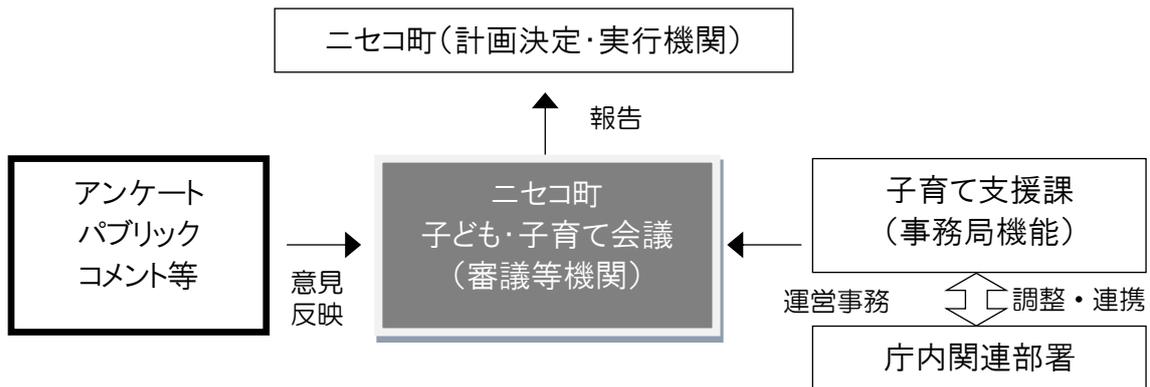
また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	

### 4 計画の策定体制

#### (1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「ニセコ町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



## (2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。(以下「就学前児童のいる世帯アンケート」「小学生児童のいる世帯アンケート」という。)

ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	299 票	131 票	43.8%
	小学生児童のいる世帯	294 票	156 票	53.1%
対象者の抽出方法	住民基本台帳(平成31年1月31日現在)を基本に抽出			
調査期間	平成31年2月8日～平成31年2月15日			
調査方法	就学前児童のいる世帯は教育・保育施設配布・回収、郵送配付・郵送回収 小学生児童のいる世帯は学校配付・学校回収、郵送配付・郵送回収			

# 第2章 ニセコ町の子ども・子育てを取り巻く環境

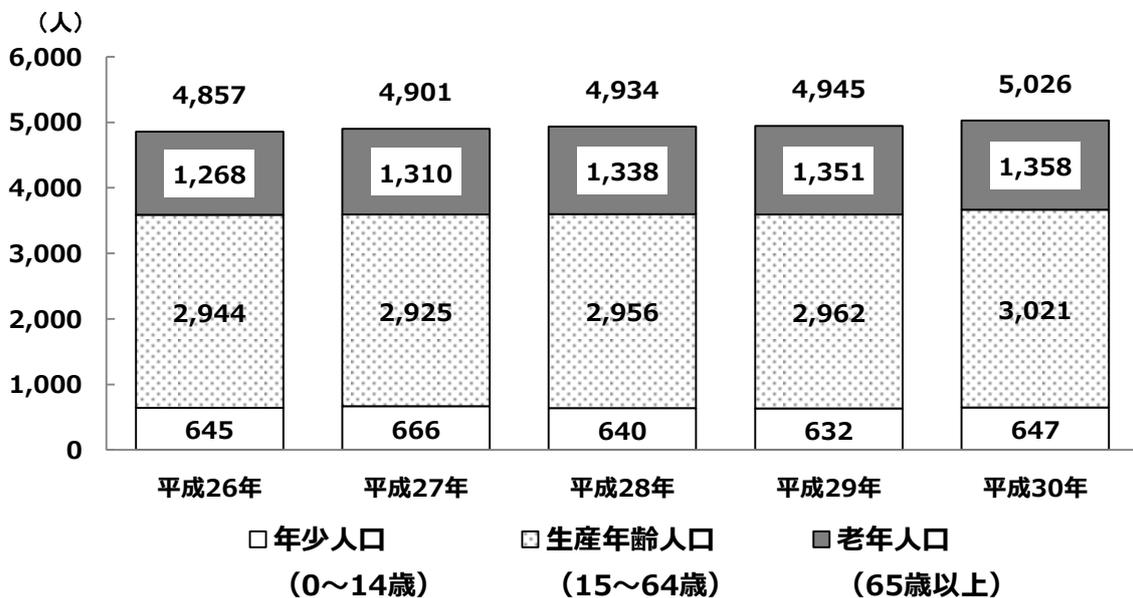
## 1 人口・世帯・人口動態等

### 1 人口等の推移について

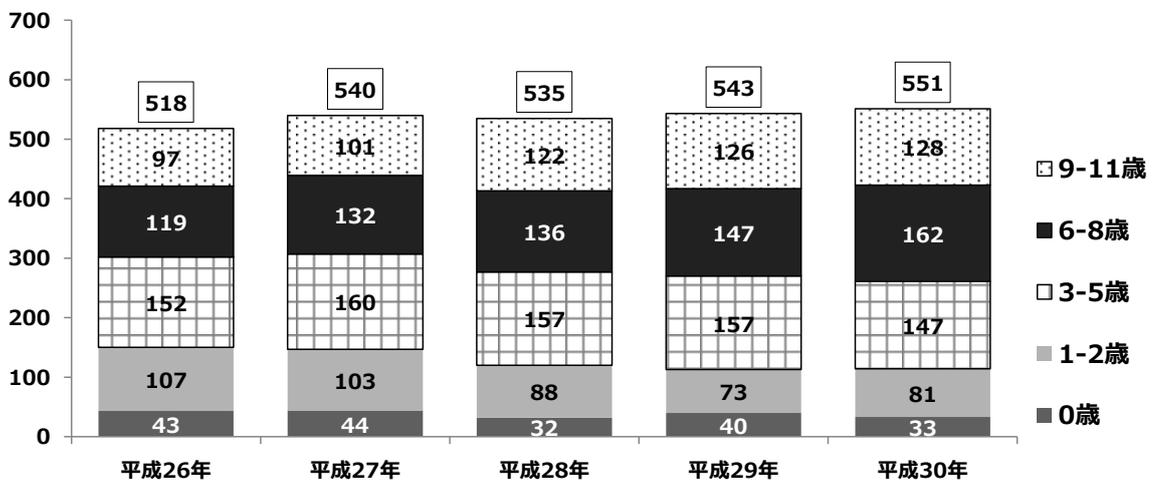
#### ①人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）

○ 年少人口が平成26年から平成30年までの5年間で2人増加し、全体に占める割合は-0.5%弱微減しています。0歳児は平成26年から平成30年までの5年間で10人減少しており、平成30年には40人を下回っています。

○ 老年人口は平成26年から平成30年までの5年間で90人増加しました。ただ、全体に占める割合は約1%増加して、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。



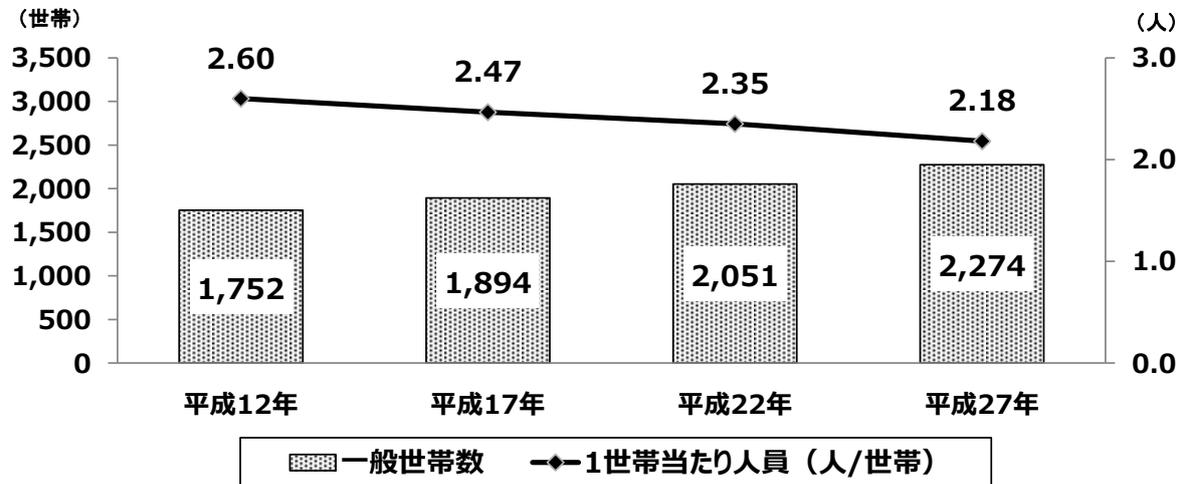
#### ■児童人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）



②世帯の状況（資料：国勢調査）

○ 世帯数は平成 12 年以降、増加傾向にあります。1 世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行していると推察しています。

■ 世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

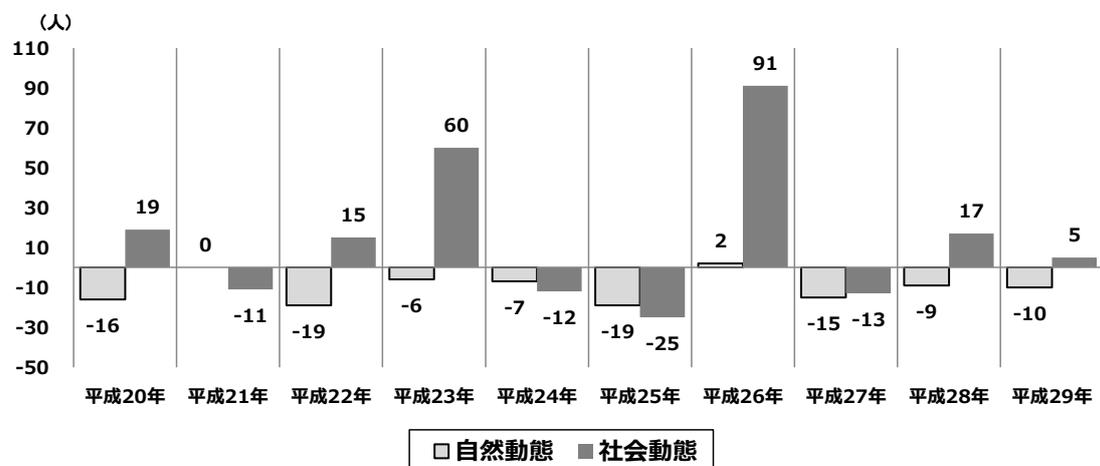


③人口動態（資料：ニセコ町統計書、厚労省・人口動態統計）

○ 自然動態（出生数－死亡数）は、平成 20 年から平成 25 年までマイナス傾向、一旦、平成 26 年にプラス傾向となりましたが、平成 27 年以降マイナス傾向となっております。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

○ 社会動態（転入数－転出数）は、平成 20 年はプラス傾向、平成 21 年はマイナス傾向、平成 22 年、平成 23 年はプラス傾向、平成 24 年、平成 25 年はマイナス傾向、平成 26 年は大幅なプラス傾向、平成 27 年はマイナス傾向、平成 28 年、平成 29 年はプラス傾向となっております。転入が転出を上回り増加傾向となり、人口増加の要因となっております。

■ 自然動態・社会動態の推移

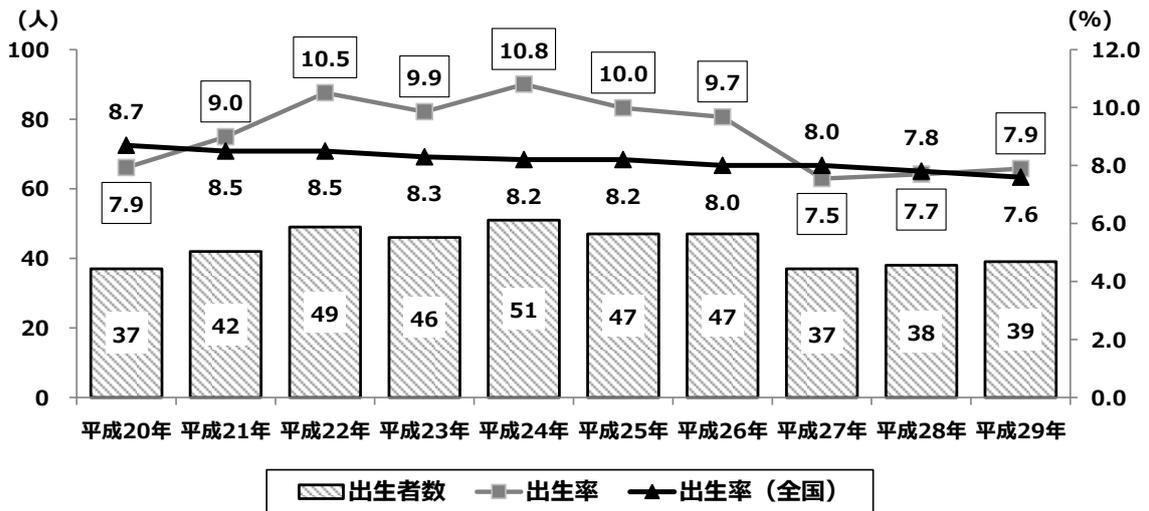


④出生の状況（資料：ニセコ町統計書、厚労省・人口動態統計）

○ 出生数は、平成 20 年から平成 22 年まで増加し、平成 23 年に微減、平成 24 年に微増、平成 25 年に微減し、平成 26 年は横ばい、平成 27 年は減少し、その後微増傾向にあります。

出生率は、平成 21 年から平成 26 年までは、全国平均よりも高い傾向でしたが、平成 27 年は、全国平均より少ない傾向で、その後全国平均並みの傾向で推移しています。

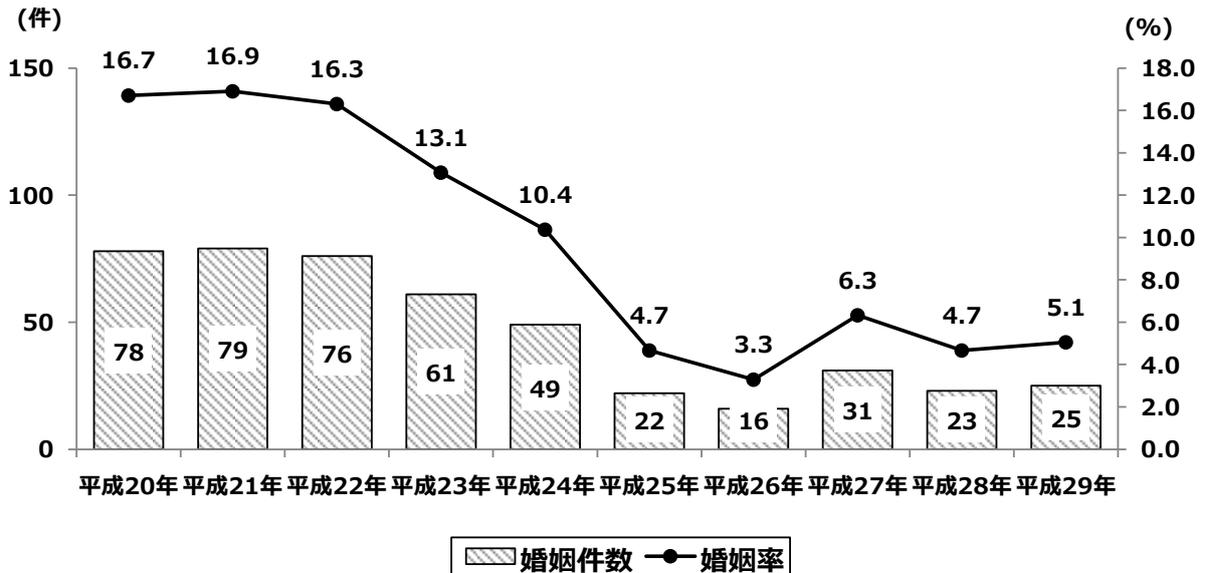
■出生数の推移



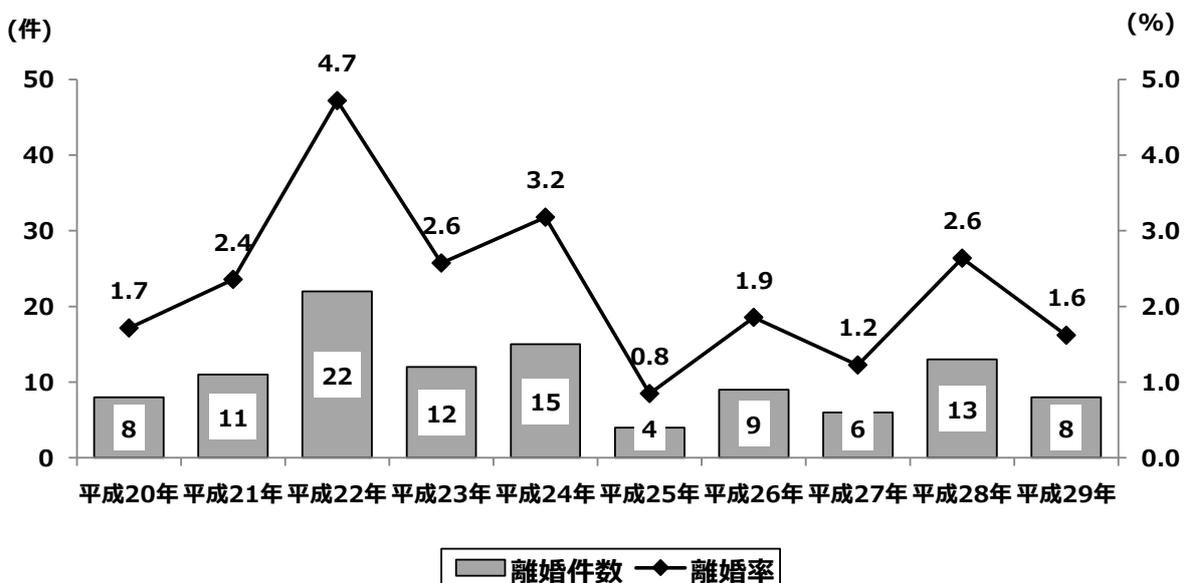
## 2 婚姻・離婚の状況（資料：ニセコ町統計書、厚労省・人口動態統計）

- 婚姻件数、婚姻率は、平成20年から平成24年まで減少傾向で、平成25年と平成26年に減少しましたが、その後増加傾向にあります。
- 離婚件数は、平成20年から平成22年まで増加傾向で、平成23年以降増減を繰り返し、平成25年をピークに増加傾向にあります。

### ■ 婚姻件数及び婚姻率の推移



### ■ 離婚件数及び離婚率の推移

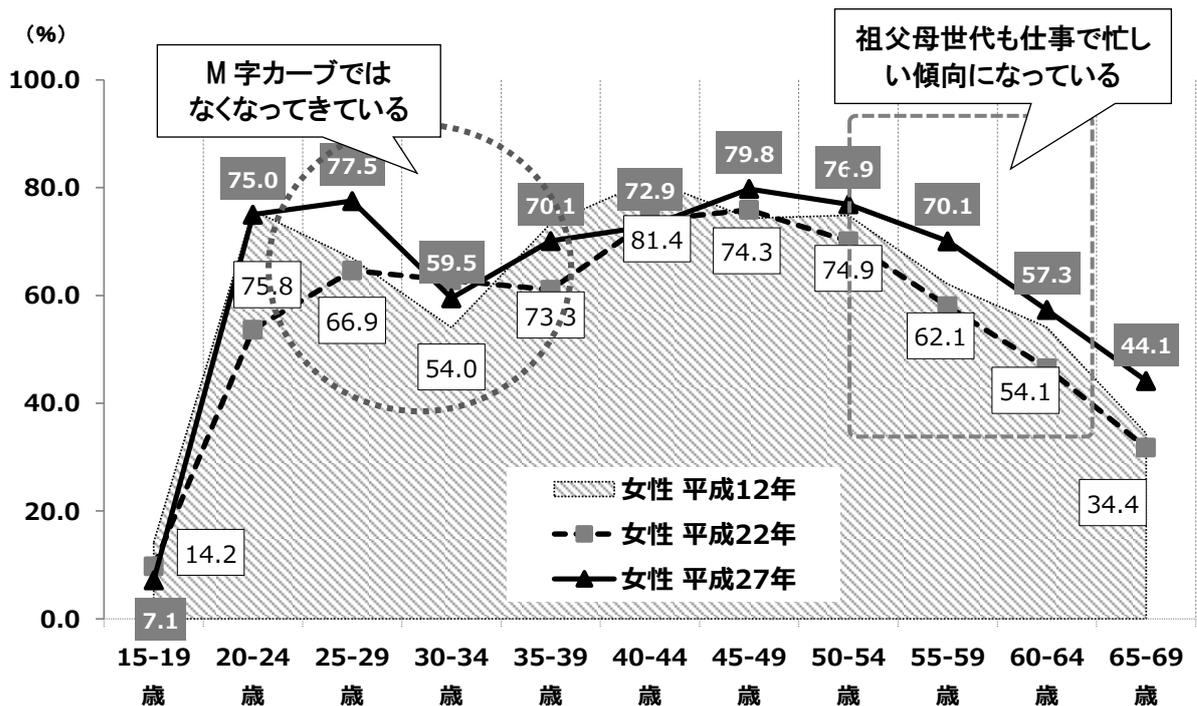


### 3 就労の状況（資料：国勢調査）

ニセコ町における25歳～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では77.5%、30～34歳では59.5%、35～39歳では70.1%であり、平成12年と平成27年を比較すると30歳以上のすべての世代で、増加傾向がみられます。

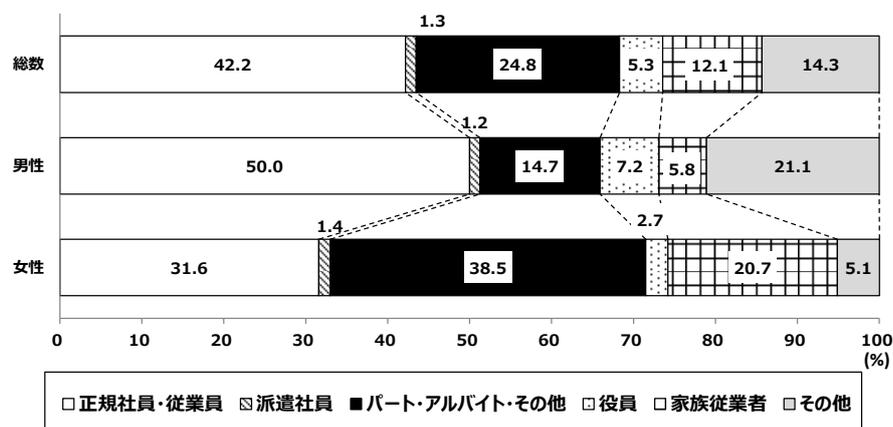
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では76.9%、55～59歳では70.1%、60～64歳では57.3%であり、こちらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフが台形となっており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

■ニセコ町の女性の年齢別就業率



○ 就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（平成27年国勢調査）



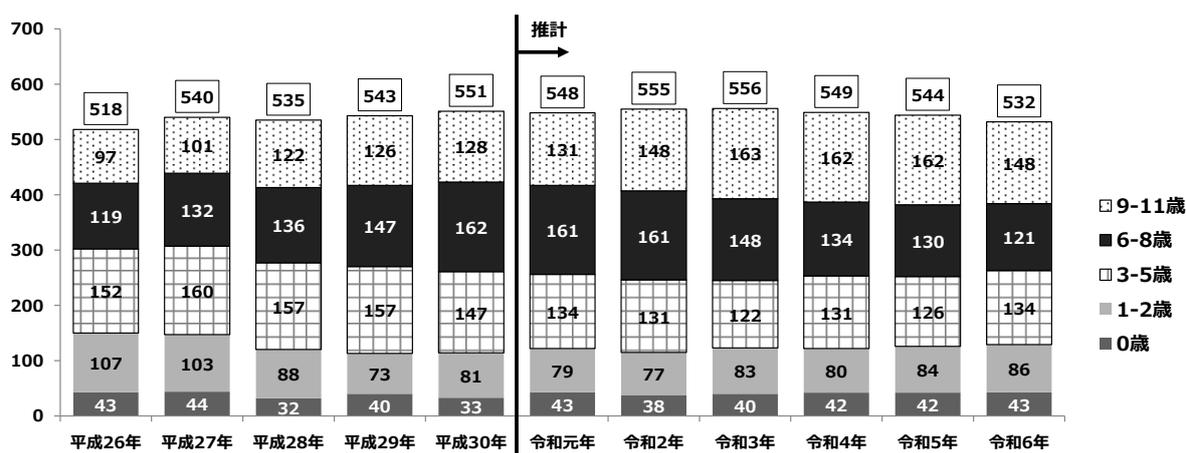
#### 4 子ども数の推計について

令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、子ども数全体では、ほぼ横ばいの傾向と推計されます。

平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去4区間の経年変化（トレンド）で推計をし、計算しています。

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	43	44	32	40	33	43	38	40	42	42	43	30.3%
1歳	56	45	41	34	45	33	43	38	40	42	42	-6.7%
2歳	51	58	47	39	36	46	34	45	40	42	44	22.2%
3歳	48	55	54	48	44	37	48	35	47	42	44	0.0%
4歳	55	49	55	52	51	45	38	49	36	48	43	-15.7%
5歳	49	56	48	57	52	52	45	38	48	36	47	-9.6%
6歳	34	47	53	48	57	50	50	44	37	47	35	-38.6%
7歳	50	35	46	54	52	59	52	52	45	38	48	-7.7%
8歳	35	50	37	45	53	52	59	52	52	45	38	-28.3%
9歳	37	36	51	37	44	53	52	59	52	52	45	2.3%
10歳	27	37	34	53	35	44	53	52	59	52	52	48.6%
11歳	33	28	37	36	49	34	43	52	51	58	51	4.1%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	43	44	32	40	33	43	38	40	42	42	43	30.3%
1-2歳	107	103	88	73	81	79	77	83	80	84	86	6.2%
3-5歳	152	160	157	157	147	134	131	122	131	126	134	-8.8%
小計	302	307	277	270	261	256	246	245	253	252	263	0.8%
6-8歳	119	132	136	147	162	161	161	148	134	130	121	-25.3%
9-11歳	97	101	122	126	128	131	148	163	162	162	148	15.6%
合計	518	540	535	543	551	548	555	556	549	544	532	-3.4%



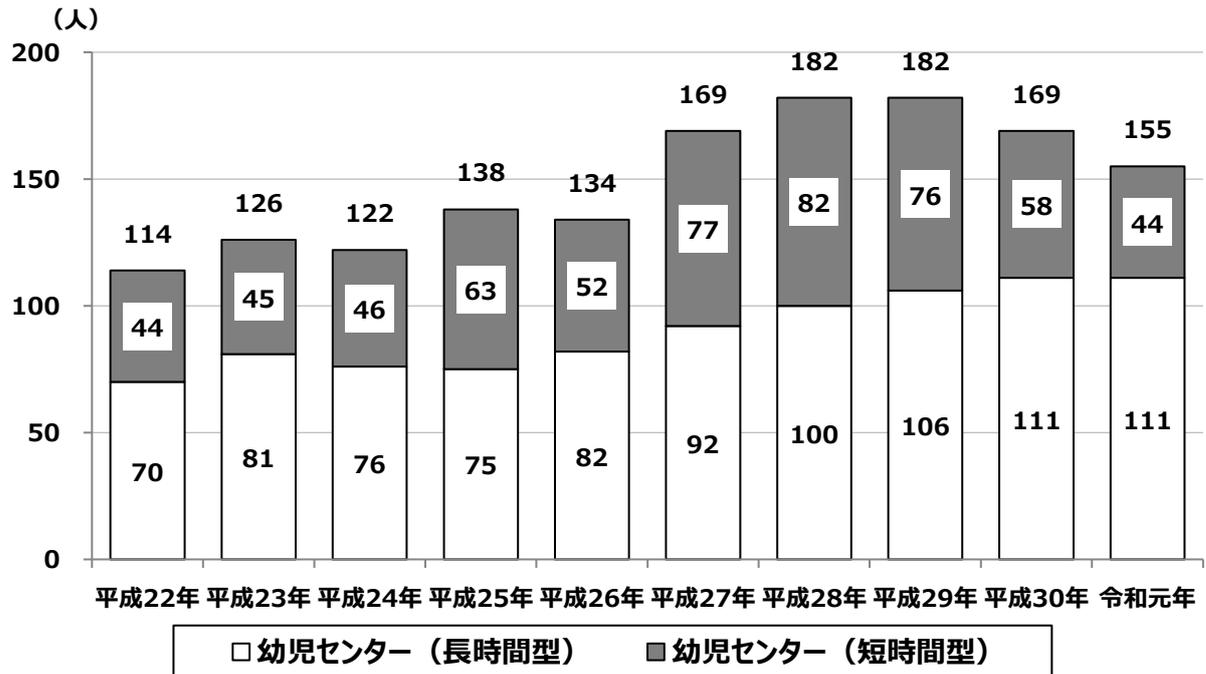
## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

○ 幼児センター（短時間型）利用児童数は、平成 22 年から令和元年の間で 44 人から 44 人と横ばい傾向です。一方、幼児センター（長時間型）利用児童数は、平成 22 年から令和元年の間で、70 人から 111 人と大幅に増加しています。

○ 全体では、平成 24 年に若干減少しましたが、増加と減少を繰り返している傾向です。

■ 幼児センター（短時間型）、幼児センター（長時間型）の利用児童数の推移

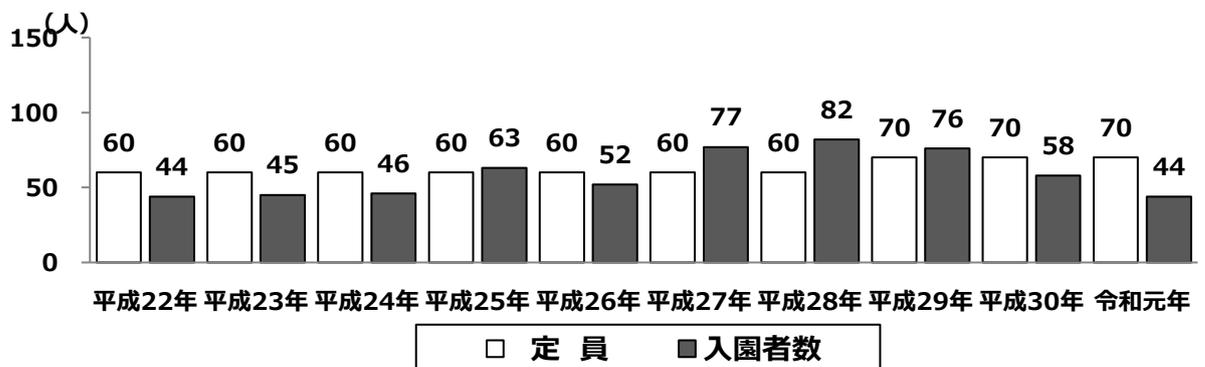


### (2) 幼児センター（短時間型）の利用状況

○ 入園者数は、平成 22 年から平成 24 年まで横ばい傾向で、平成 27 から平成 28 年まで増加し、平成 29 年以降は減少傾向となっています。

○ 定員数は、平成 19 年に 50 人から 60 人に、平成 29 年に 70 名に変更しましたが、令和 2 年からは 45 名に変更します。

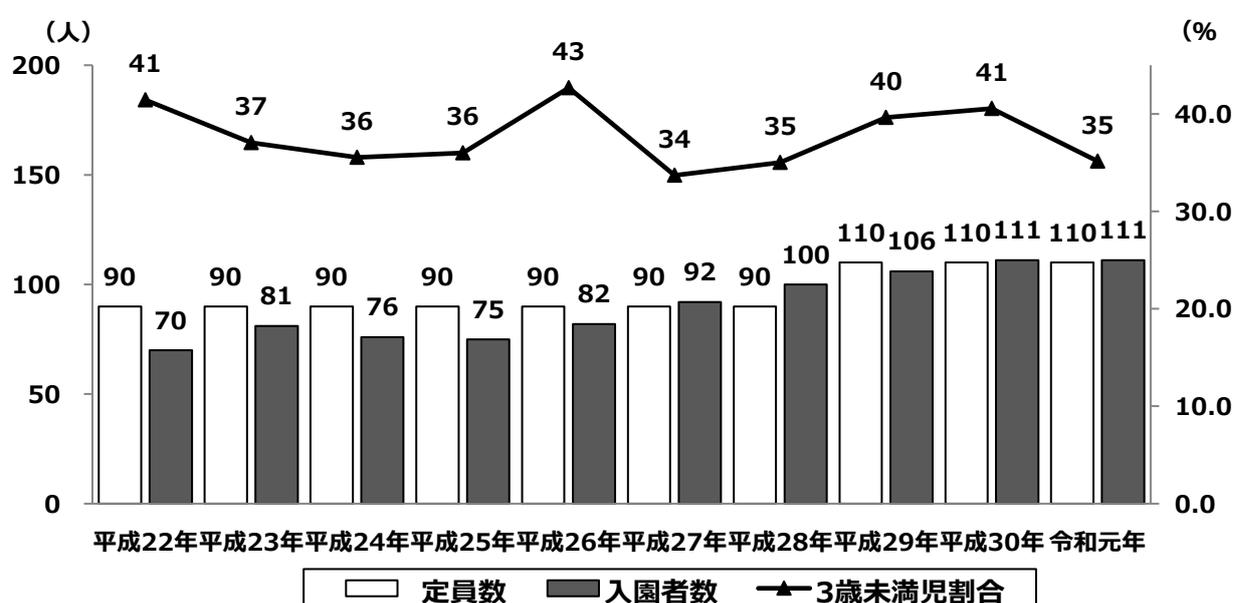
■ 幼児センター（短時間型）の定員数、入園者数の推移



### (3) 幼児センター（長時間型）の利用状況

- 幼児センター（長時間型）定員数は、平成 22 年から令和元年までの 9 年間で、増加傾向にあります。
- 3歳未満児の利用割合は平成 26 年が 43%とやや多くなっており、平成 27 から平成 28 年が約 35%、平成 30 年は 41%、令和元年は 35%となっています。
- 幼児センター（長時間型）入園者数、平成 22 年から平成 23 年まで増加し、平成 24 年に減少、その後、平成 29 年まで増加傾向で推移し、令和元年に 111 人となっています。定員に対する入園者数は、平成 22 年は約 8割でした。平成 30 年からは定員を上回っているため、令和 2 年から 110 名から 135 名に変更します。

■幼児センター（長時間型）の定員数、入園者数、3歳未満児利用の割合の推移



### (4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

#### ◆事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設

【施設数】ニセコ町設置無し

#### ◆ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設

【施設数】ニセコ町設置無し

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定10事業の実施状況についてのまとめです。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

（令和元年度実績） 現状実施していません。

【休日保育の実施状況】

（令和元年度実績） 5月に1回実施。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）

放課後の児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施校区】 小学区

【実施か所】 1か所 ニセコこども館

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 定員数	40	60	60	70	70
（1年生）	16	25	24	30	21
（2年生）	13	13	20	21	31
（3年生）	12	10	4	12	18
（4年生）	0	4	4	0	0
（5年生）	0	1	1	0	0
（6年生）	0	1	1	0	0
2 量の見込み	41	54	54	63	70
過不足(2-1)	▲1	6	6	7	0

#### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

（令和元年度実績） 現状実施していません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（令和元年度実績） 現状実施していません。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問家庭数	44	51	48	36	19

#### (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
対象児童数 (0～18 歳)	831	848	824	810	821
訪問者数(人/年)	11	6	6	8	10
発生率(%)	1	0.7	0.7	0.9	1.2

#### (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児の健全育成の推進等するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てができるよう育児不安等をはじめとする子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【実施か所】 1 か所 地域子育て支援センター「おひさま」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数(人/年)	5,683	6,563	6,630	5,374	3,318
実施か所数	1	1	1	1	1

#### (7) 一時預かり事業

##### ① 幼稚園における一時預かり（幼稚園型）

保護者が就労や、リフレッシュ等で希望する場合に、月10日を限度にセンターに預けることができるサービスです。

【実施か所】 1 か所 幼児センター

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一時預かり(短 時間保育・1 号) (人/年)	1,124	845	627	348	304

②子育て支援センターにおける一時預かり（幼稚園型以外）

保護者の病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、月12日を限度にセンターに預けることができるサービスです。

【実施か所】 1か所 幼児センター

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者(人/年)	667	473	657	703	613

**(8) 病児保育事業（病後児保育）**

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

（令和元年度実績） 現状実施していません。

**(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）**

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

（令和元年度実績） 現状実施していません。

**(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）**

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用回数 (回/年)	397	425	432	399	686

## 4 ニーズ調査の結果概要

### ①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることとします。

### ②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	299 票	131 票	43.8%
小学生児童のいる世帯	294 票	156 票	53.1%

### ③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべての小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このすべての割合の合計が100%にならないことがあります。  
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問ですべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

## ●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

### ■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

### ■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

### ■テーマ3 アンケート結果見らみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。

### ■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

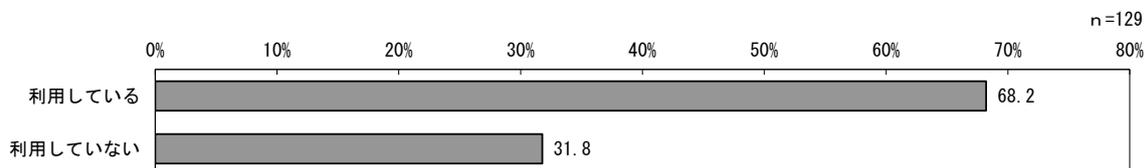
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

## テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

### ●就学前の保護者

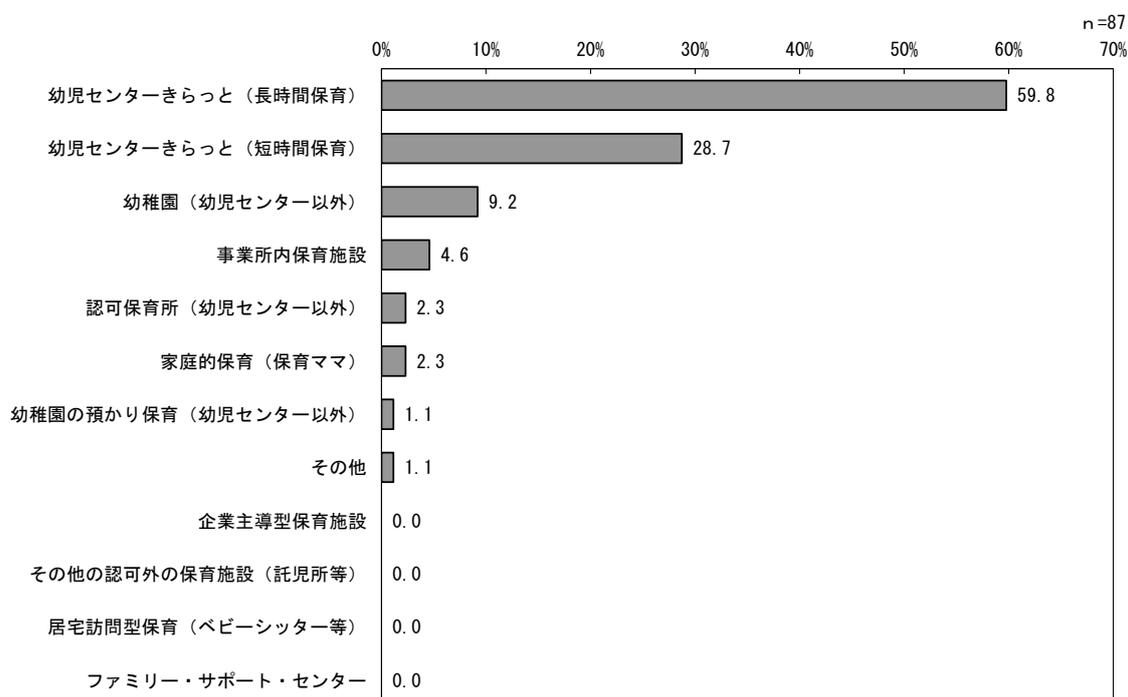
問 14 お子さんは現在、幼児センターや幼稚園、保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」68.2%、「利用していない」31.8%となっています。



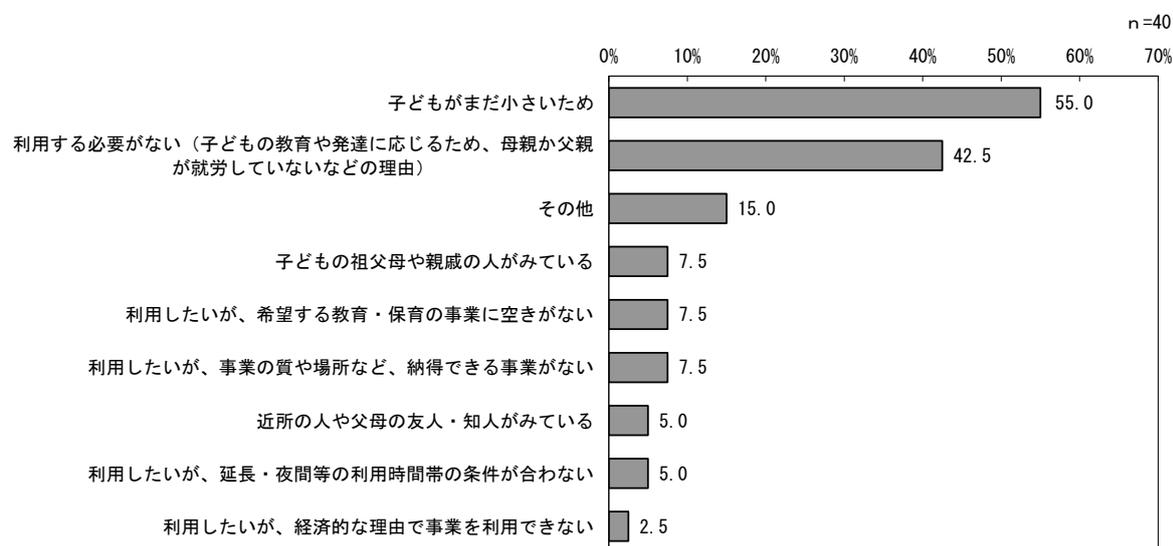
問 14-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「幼児センターきらっと（長時間保育）」59.8%で最も多く、次いで「幼児センターきらっと（短時間保育）」28.7%、「幼稚園（幼児センター以外）」9.2%、「事業所内保育施設」4.6%、「認可保育所（幼児センター以外）」2.3%と続いています。



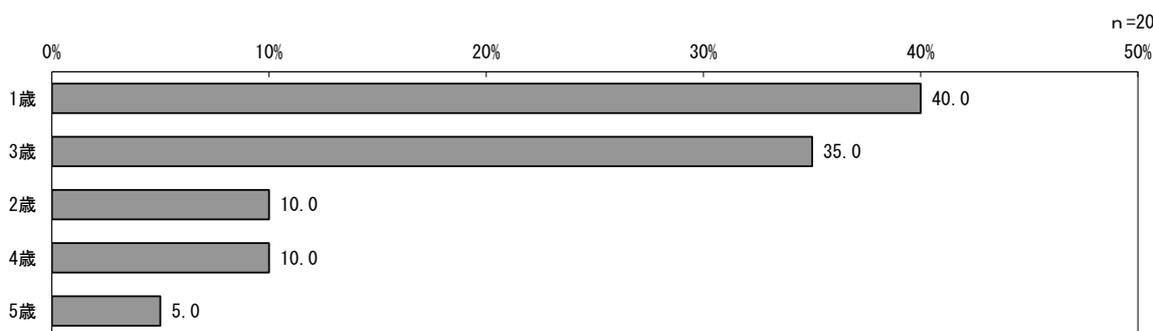
### 問 14-3 「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため」55.0%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」42.5%、「その他」15.0%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」7.5%、「利用したいが、希望する教育・保育の事業に空きがない」7.5%と続いています。



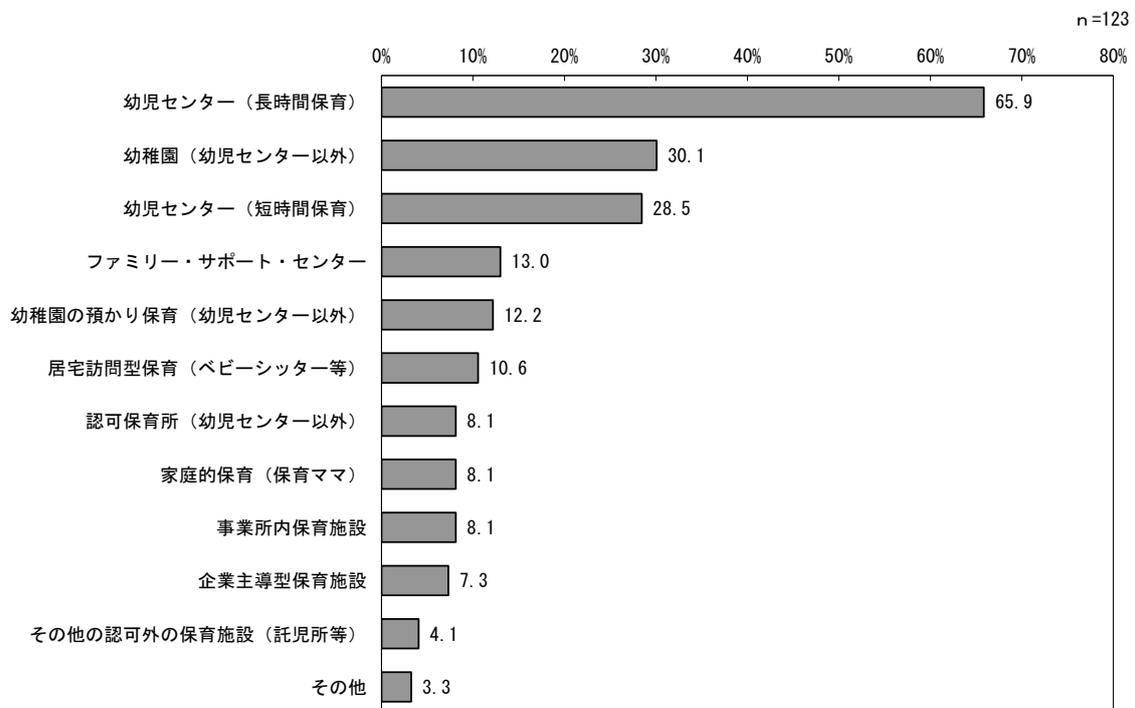
### 問 14-3 年齢／8. 子どもがまだ小さいため

「1歳」40.0%で最も多く、次いで「3歳」35.0%、「2歳」10.0%、「4歳」10.0%、「5歳」5.0%と続いています。



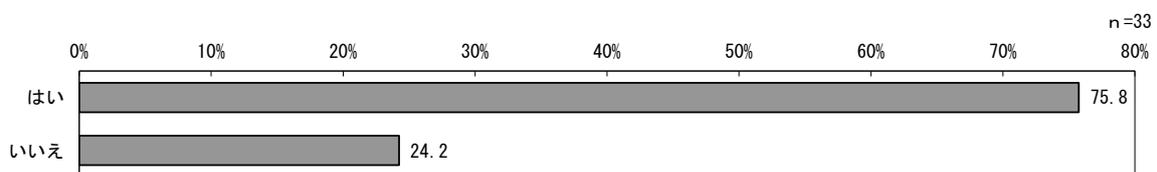
**問 15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業**

「幼児センター（長時間保育）」65.9%で最も多く、次いで「幼稚園（幼児センター以外）」30.1%、「幼児センター（短時間保育）」28.5%、「ファミリー・サポート・センター」13.0%、「幼稚園の預かり保育（幼児センター以外）」12.2%と続いています。



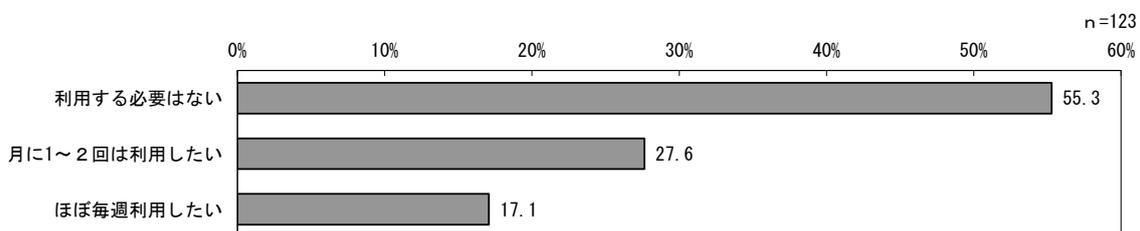
**問 15-1 その中でも、特に幼稚園（預かり保育含む）の幼児教育の利用を強く希望しますか**

「はい」75.8%、「いいえ」24.2%となっています。



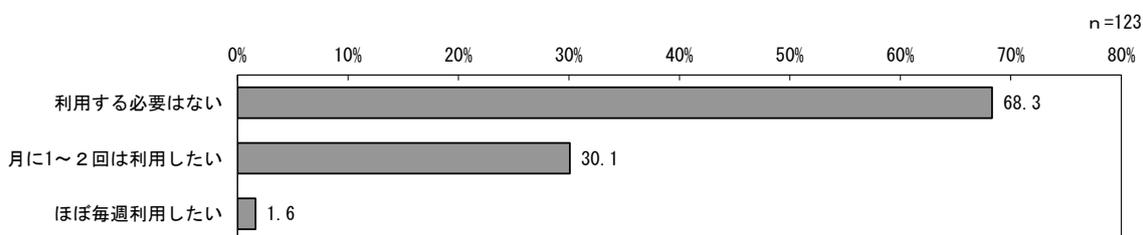
### 問 19 (1) 土曜日／利用希望

「利用する必要はない」55.3%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」27.6%、「ほぼ毎週利用したい」17.1%と続いています。



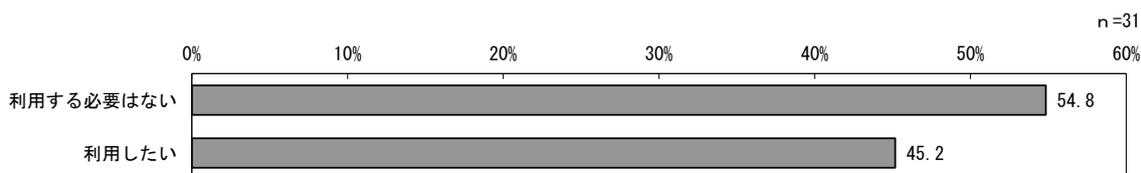
### 問 19 (2) 日曜日・祝日／利用希望

「利用する必要はない」68.3%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」30.1%、「ほぼ毎週利用したい」1.6%と続いています。



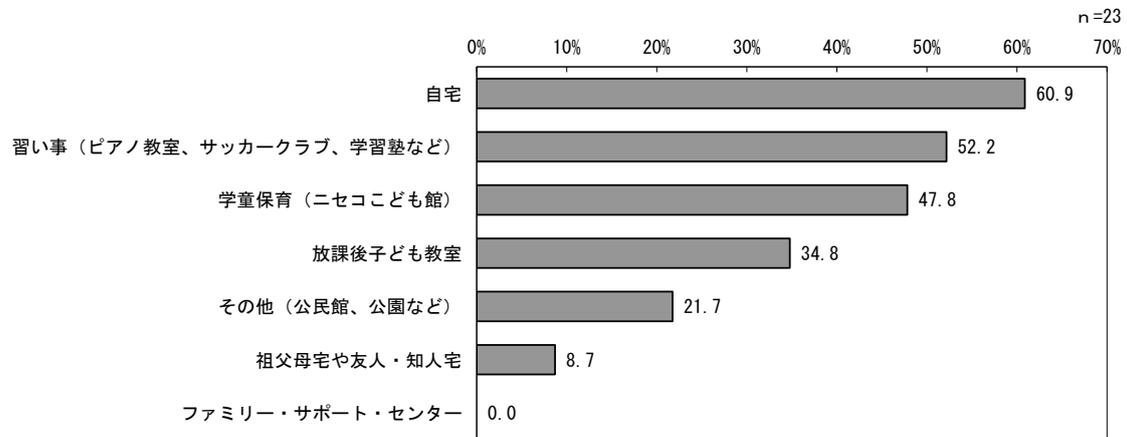
### 問 20 お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の幼稚園の預かり保育の利用を希望しますか

「利用する必要はない」54.8%、「利用したい」45.2%となっています。



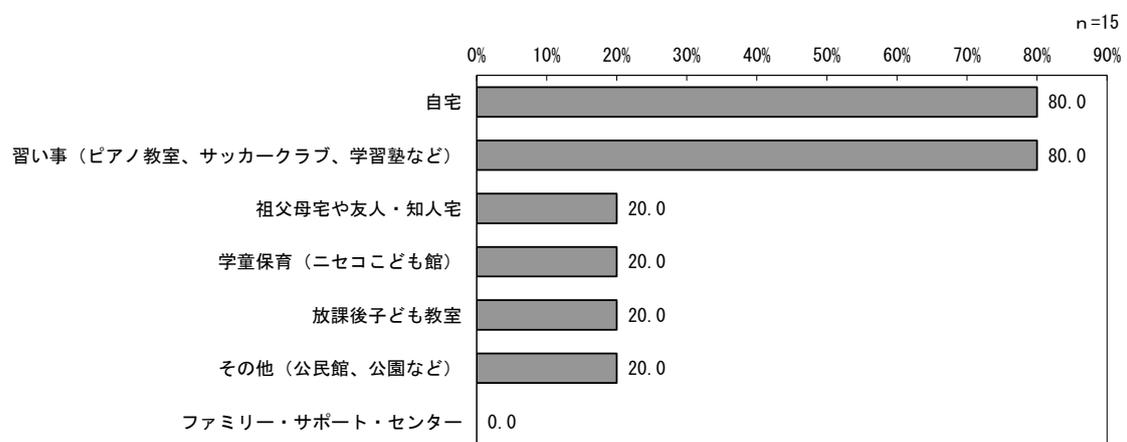
## 問 25 平日の放課後を過ごさせたい場所／低学年

「自宅」60.9%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」52.2%、「学童保育（ニセコこども館）」47.8%、「放課後子ども教室」34.8%、「その他（公民館、公園など）」21.7%と続いています。



## 問 25 平日の放課後を過ごさせたい場所／高学年

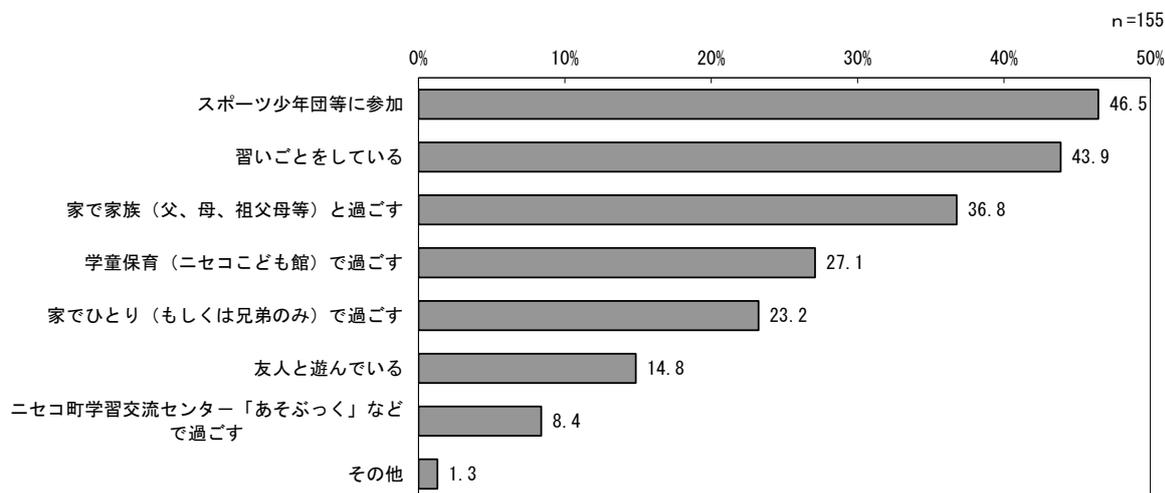
「自宅」80.0%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」80.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」20.0%、「学童保育（ニセコこども館）」20.0%、「放課後子ども教室」20.0%と続いています。



## ●小学生の保護者

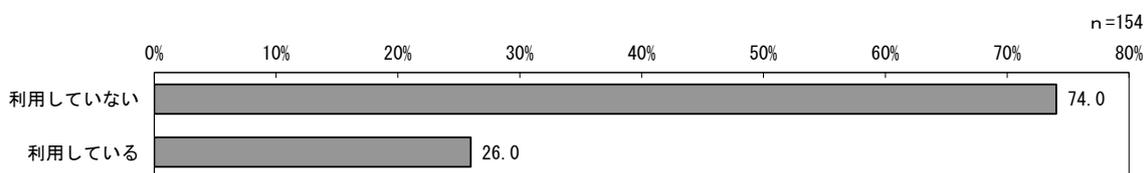
### 問 15 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「スポーツ少年団等に参加」46.5%で最も多く、次いで「習いごとをしている」43.9%、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」36.8%、「学童保育（ニセコ子ども館）で過ごす」27.1%、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」23.2%と続いています。



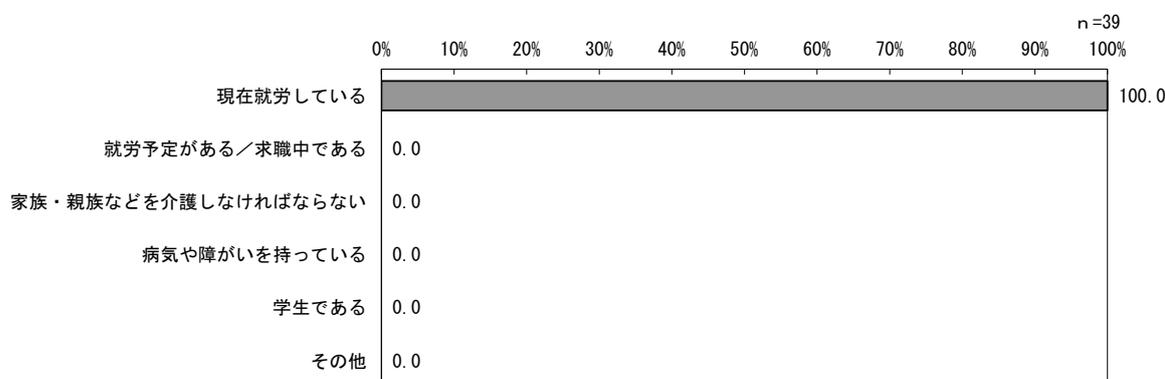
### 問 16 現在、学童保育（ニセコ子ども館）を利用していますか

「利用していない」74.0%、「利用している」26.0%となっています。



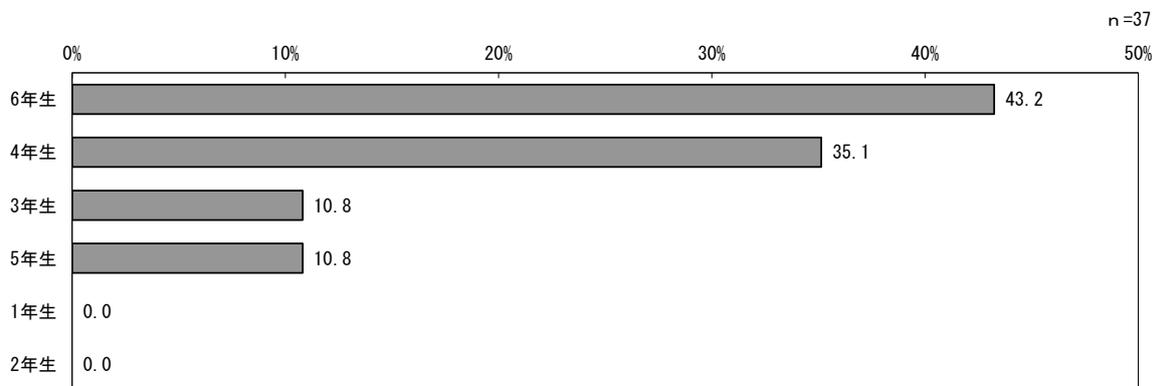
### 問 16-1 (2) 学童保育（ニセコ子ども館）を利用しているおもな理由

「現在就労している」100.0%となっています。



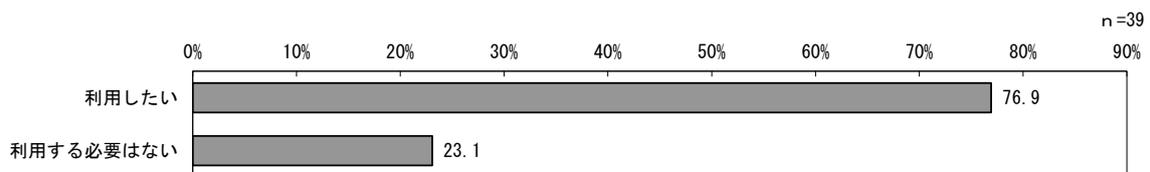
### 問 16-1 (3) 今後、何年生まで利用したいとお考えですか

「6年生」43.2%で最も多く、次いで「4年生」35.1%、「3年生」10.8%、「5年生」10.8%と続いています。



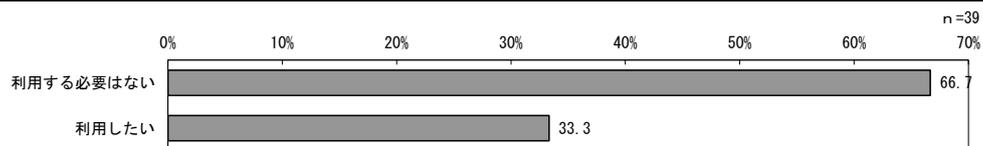
### 問 16-1 (4) ①土曜日の利用希望

「利用したい」76.9%、「利用する必要はない」23.1%となっています。



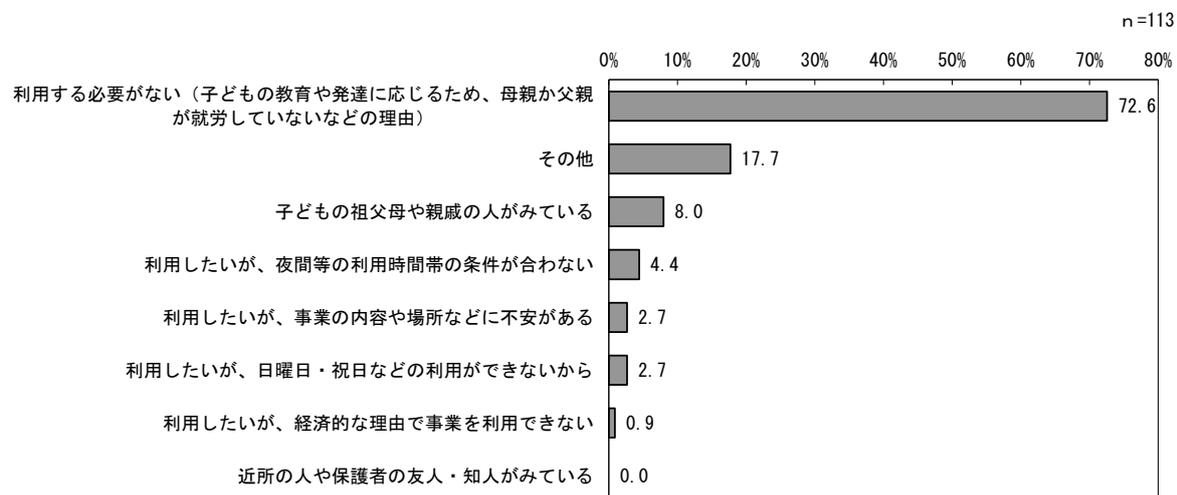
### 問 16-1 (4) ②日曜日・祝日の利用希望

「利用する必要はない」66.7%、「利用したい」33.3%となっています。



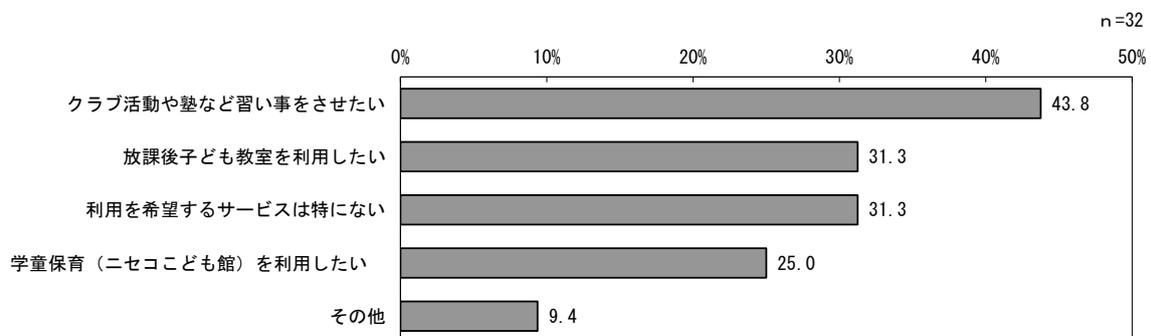
## 問 16-2 学童保育（放課後児童クラブ）を利用していない理由は何ですか

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」72.6%で最も多く、次いで「その他」17.7%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」8.0%、「利用したいが、夜間等の利用時間帯の条件が合わない」4.4%、「利用したいが、事業の内容や場所などに不安がある」2.7%と続いています。



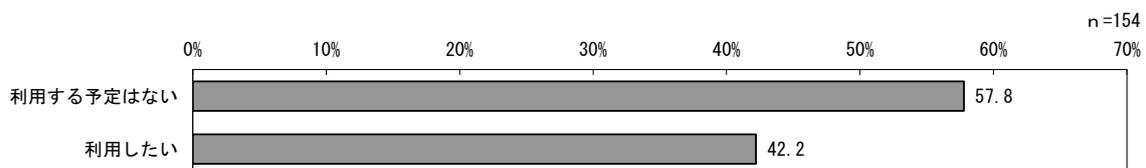
## 問 17 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」43.8%で最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」31.3%、「利用を希望するサービスは特にない」31.3%、「学童保育（ニセコこども館）を利用したい」25.0%、「その他」9.4%と続いています。



## 問 18 放課後子ども教室（ニセコこども館で実施）について、将来、利用したいとしますか

「利用する予定はない」57.8%、「利用したい」42.2%となっています。



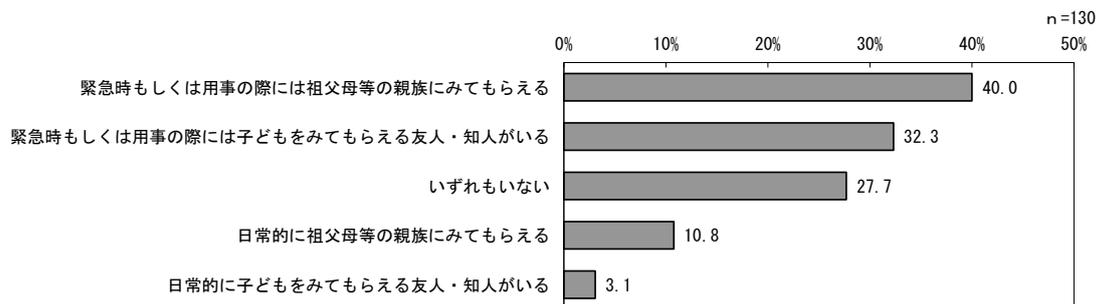
## テーマ2 孤立や疎遠状況の推察（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

### ●就学前の保護者

#### 問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」40.0%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」32.3%、「いずれもない」27.7%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」10.8%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」3.1%と続いています。



問11「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問12「子育てについて気軽に相談できる人」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約5.2%の方が孤立している可能性が推察されます。

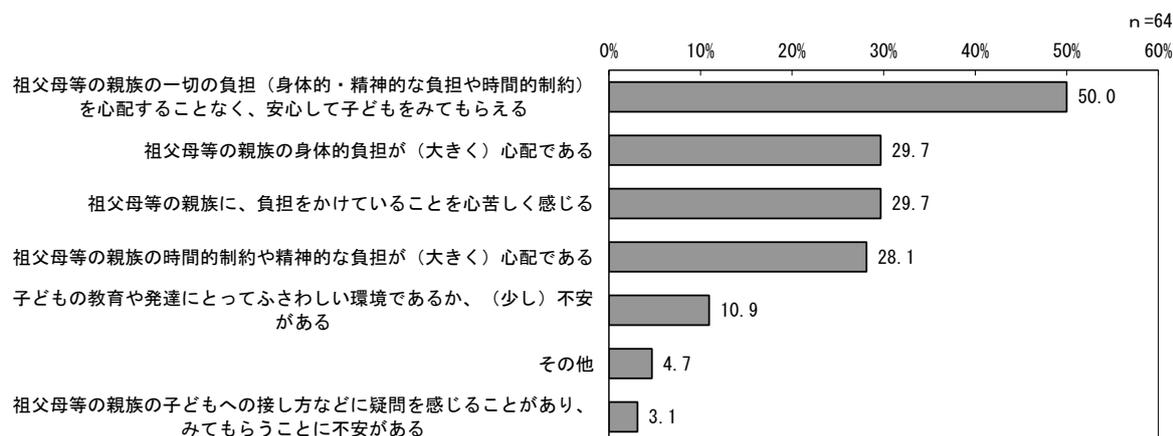
		問12 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか		
		合計	いる／ある	いない／ない
全体		125 100.0%	115 92.0%	10 8.0%
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	14 100.0%	14 100.0%	0 0.0%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	48 100.0%	46 95.8%	2 4.2%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	3 100.0%	3 100.0%	0 0.0%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	40 100.0%	38 95.0%	2 5.0%
	いずれもない	36 100.0%	30 83.3%	6 16.7%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問11「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答している方の傾向について、一見問題がないようにみえます。問11-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてもらえてはいるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、認識しづらい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

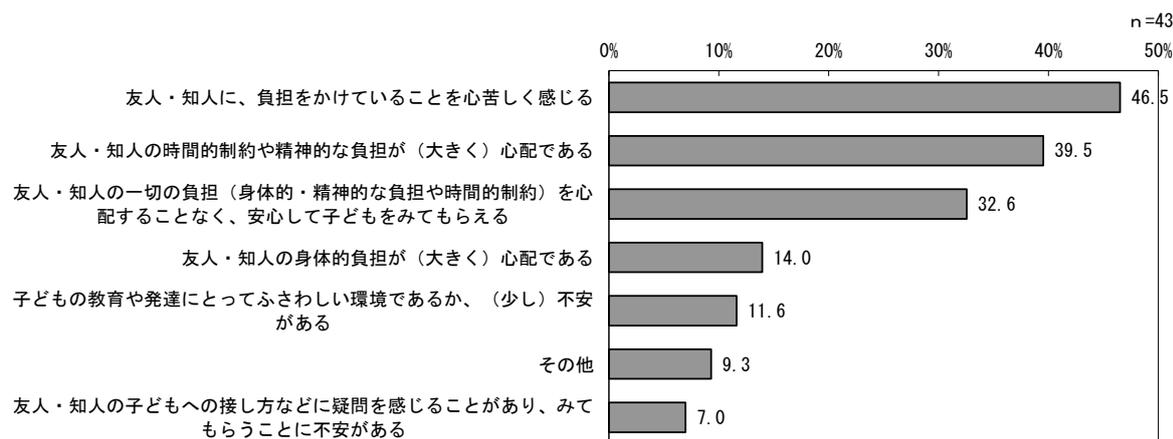
## 参考：問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」50.0%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」29.7%、「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」29.7%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」28.1%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」10.9%と続いています。



## 参考：問 11-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況

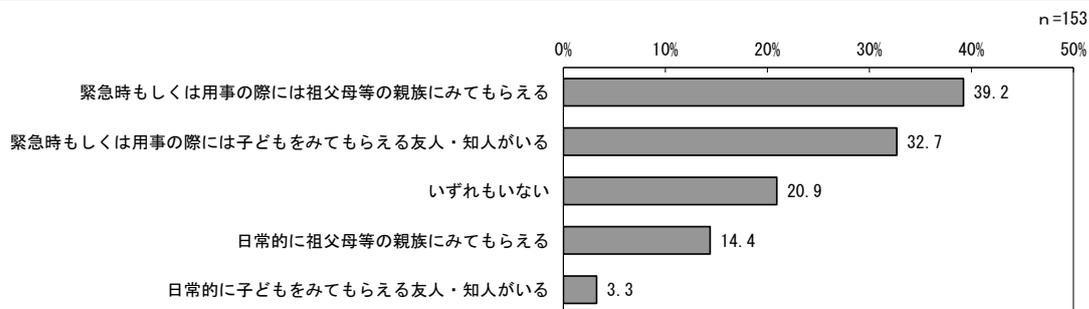
「友人・知人に、負担をかけていることを心苦しく感じる」46.5%で最も多く、次いで「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」39.5%、「友人・知人の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」32.6%、「友人・知人の身体的負担が（大きく）心配である」14.0%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」11.6%と続いています。



## ●小学生の保護者

### 問 12 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」39.2%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」32.7%、「いずれもない」20.9%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」14.4%、「日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」3.3%と続いています。



問 12「日頃、子どもを見てもらえる親族・知人はいるか」と問 13「子育てについて気軽に相談できる人」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約 6.9%の方が孤立している可能性が推察されます。

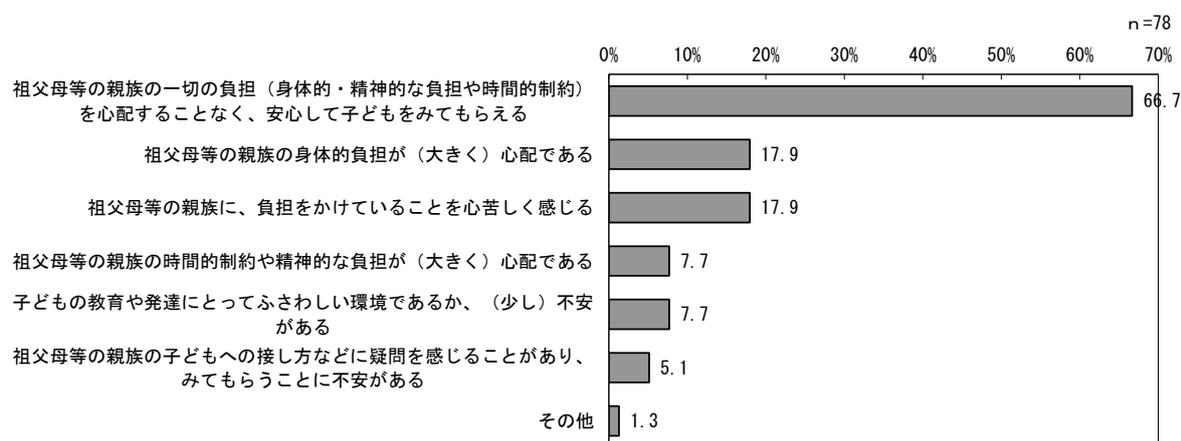
		合計	問13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／ある	いない／ない
全体		144	128	16
		100.0%	88.9%	11.1%
問12 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	19	19	0
		100.0%	100.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	52	47	5
		100.0%	90.4%	9.6%
	日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる	5	5	0
	100.0%	100.0%	0.0%	
	緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる	48	46	2
		100.0%	95.8%	4.2%
	いずれもない	32	22	10
		100.0%	68.8%	31.3%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問 12「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答している方の傾向について、一見問題がないようにみえます。問 12-1 の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてもらえてはいるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、認識しづらい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

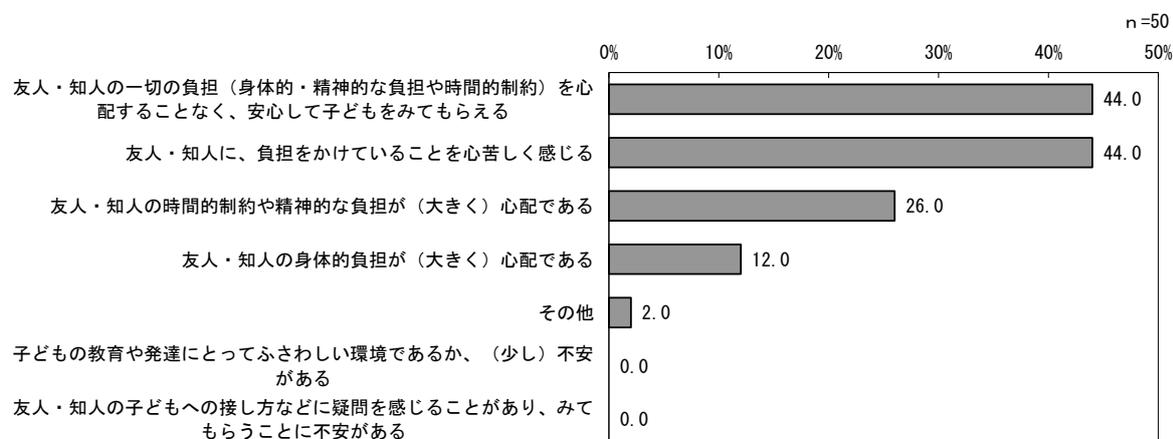
## 参考：問 12-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」66.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」17.9%、「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」17.9%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」7.7%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」7.7%と続いています。



## 参考：問 12-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況

「友人・知人の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」44.0%で最も多く、次いで「友人・知人に、負担をかけていることを心苦しく感じる」44.0%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」26.0%、「友人・知人の身体的負担が（大きく）心配である」12.0%、「その他」2.0%と続いています。



### テーマ3 子育て支援の満足度等について

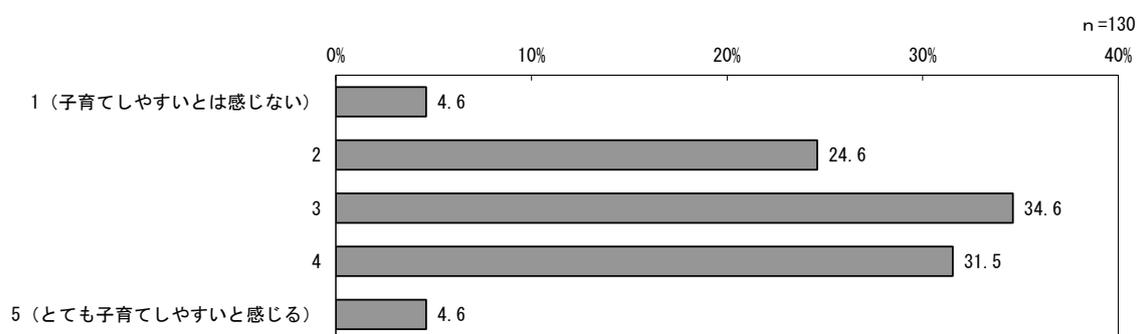
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。

「子育てしやすいと感じる」36.1%（「とても子育てしやすいと感じる」4.6%+「どちらかといえば子育てしやすい」31.5%）、「子育てしやすいと感じていない」29.2%（「どちらかといえば子育てしやすいと感じていない」24.6%+「子育てしやすいとは感じていない」4.6%）となっています。

#### 問37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「1（子育てしやすいとは感じない）」4.6%、「2」24.6%、「3」34.6%、「4」31.5%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」4.6%となっています。

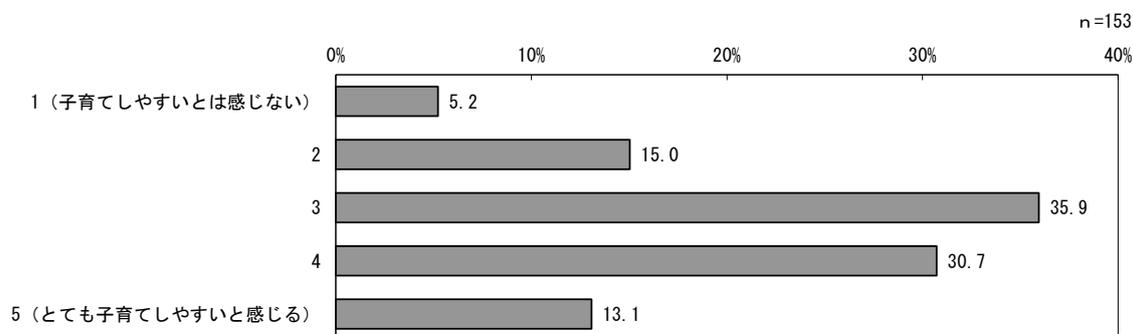


一方、小学生の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。

「子育てしやすいと感じる」43.8%（「とても子育てしやすいと感じる」13.1%+「どちらかといえば子育てしやすい」30.7%）、「子育てしやすいと感じていない」20.2%（「どちらかといえば子育てしやすいと感じていない」15.0%+「子育てしやすいとは感じていない」5.2%）となっています。

#### 問26 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「1（子育てしやすいとは感じない）」5.2%、「2」15.0%、「3」35.9%、「4」30.7%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」13.1%となっています。



今後の取組検討課題については、就学前の保護者アンケートの問37「お住まいの地区の子育て環境」と問40「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは思わない（5段階評価で1～2に当たる）と回答した方は、一時預かりなどの保育サービスの充実を望む傾向が少し高くなっています。

●就学前の保護者 ニーズ調査より

		問40 本町の子育て支援について希望することはありますか														
合計		地域子育て支援センターおひさまの講座やイベントを増やしてほしい	地域子育て支援センターおひさまの講座やイベントを増やしてほしい	子連れでも出かけやすい場所を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	幼児センター「きらっと」などの利用にかかる費用を軽減してほしい	一時預かりなどの保育サービスを実施してほしい	発達支援センター、こたばの数のサポートを充実してほしい	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	公営住宅での多世帯の先住居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てについて学べる機会をつくってほしい	子育てに関する情報が配られるアプリなどをつくってほしい	その他	
	全体	120	30.0%	6.7%	70.8%	6.7%	12.5%	22.5%	18.3%	7.5%	23.3%	6.7%	12.5%	10.0%	7.5%	9.2%
問37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか	1 (子育てしやすいとは思わない)	6	16.7%	16.7%	50.0%	33.3%	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%
	2	30	50.0%	13.3%	70.0%	3.3%	23.3%	16.7%	3.3%	10.0%	3.3%	10.0%	13.3%	10.0%	13.3%	13.3%
	3	40	27.5%	5.0%	75.0%	2.5%	12.5%	25.0%	10.0%	5.0%	32.5%	7.5%	10.0%	10.0%	5.0%	7.5%
	4	39	20.5%	2.6%	71.8%	10.3%	2.6%	17.9%	25.6%	12.8%	23.1%	7.7%	15.4%	7.7%	7.7%	10.3%
	5 (とても子育てしやすいと感じる)	5	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%

一方、小学生保護者アンケートの問26「お住まいの地区の子育て環境」と問29「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは思わない（5段階評価で1～2に当たる）と回答した方は、幼児センターの費用軽減と職場環境改善の働きかけを企業へ望む傾向が少し高くなっています。

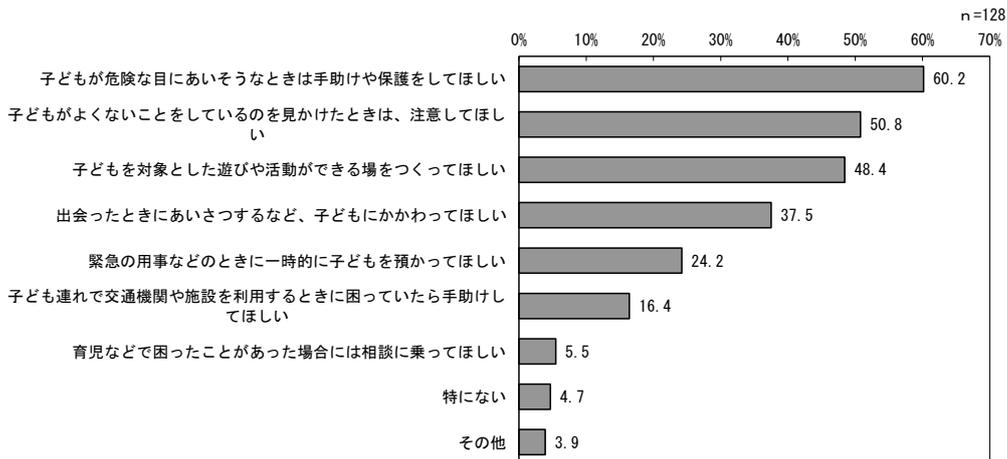
●小学生の保護者 ニーズ調査より

		問29 本町の子育て支援について希望することはありますか														
合計		地域子育て支援センターおひさまの講座やイベントを増やしてほしい	地域子育て支援センターおひさまの講座やイベントを増やしてほしい	子連れでも出かけやすい場所を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	幼児センター「きらっと」などの利用にかかる費用を軽減してほしい	一時預かりなどの保育サービスを実施してほしい	発達支援センター、こたばの数のサポートを充実してほしい	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	公営住宅での多世帯の先住居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てについて学べる機会をつくってほしい	子育てに関する情報が配られるアプリなどをつくってほしい	その他	
	全体	135	13.3%	3.0%	45.2%	5.2%	11.1%	9.6%	18.5%	16.3%	28.9%	10.4%	14.1%	12.6%	3.7%	17.0%
問26 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか	1 (子育てしやすいとは思わない)	7	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	57.1%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	28.6%
	2	23	13.0%	4.3%	43.5%	8.7%	21.7%	4.3%	13.0%	17.4%	8.7%	8.7%	13.0%	17.4%	4.3%	30.4%
	3	44	13.6%	6.8%	50.0%	4.5%	13.6%	6.8%	18.2%	11.4%	34.1%	18.2%	20.5%	9.1%	2.3%	9.1%
	4	43	16.3%	0.0%	48.8%	4.7%	9.3%	11.6%	20.9%	25.6%	44.2%	0.0%	2.3%	11.6%	7.0%	14.0%
	5 (とても子育てしやすいと感じる)	18	12.5%	0.0%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	18.8%	12.5%	12.5%	25.0%	18.8%	18.8%	0.0%	18.8%

## ●就学前の保護者

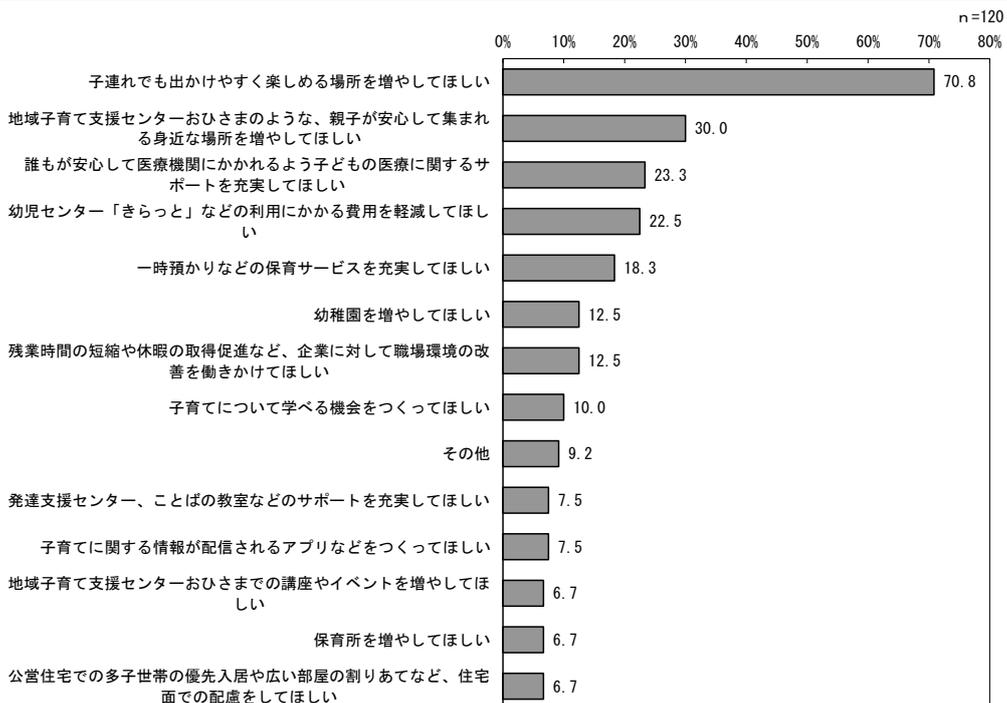
### 参考：問 35 子育てをする上で、近所や地域に望むことはありますか

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」60.2%で最も多く、次いで「子どもがよくないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」50.8%、「子どもを対象とした遊びや活動ができる場をつくってほしい」48.4%、「出会ったときにあいさつするなど、子どもにかかわってほしい」37.5%、「緊急の用事などのときに一時的に子どもを預かってほしい」24.2%と続いています。



### 参考：問 40 本町の子育て支援について希望することはありますか

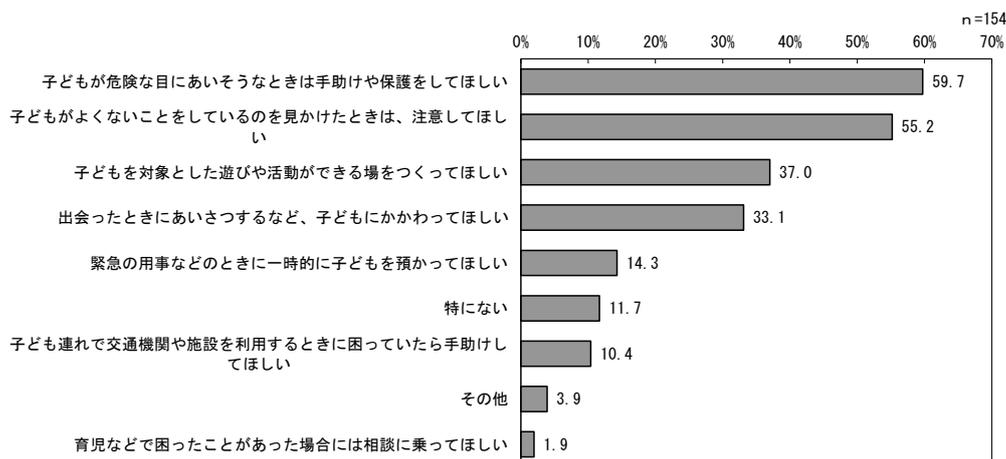
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」70.8%で最も多く、次いで「地域子育て支援センターおひさまのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」30.0%、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」23.3%、「幼児センター「きらっと」などの利用にかかる費用を軽減してほしい」22.5%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」18.3%と続いています。



## ●小学生の保護者

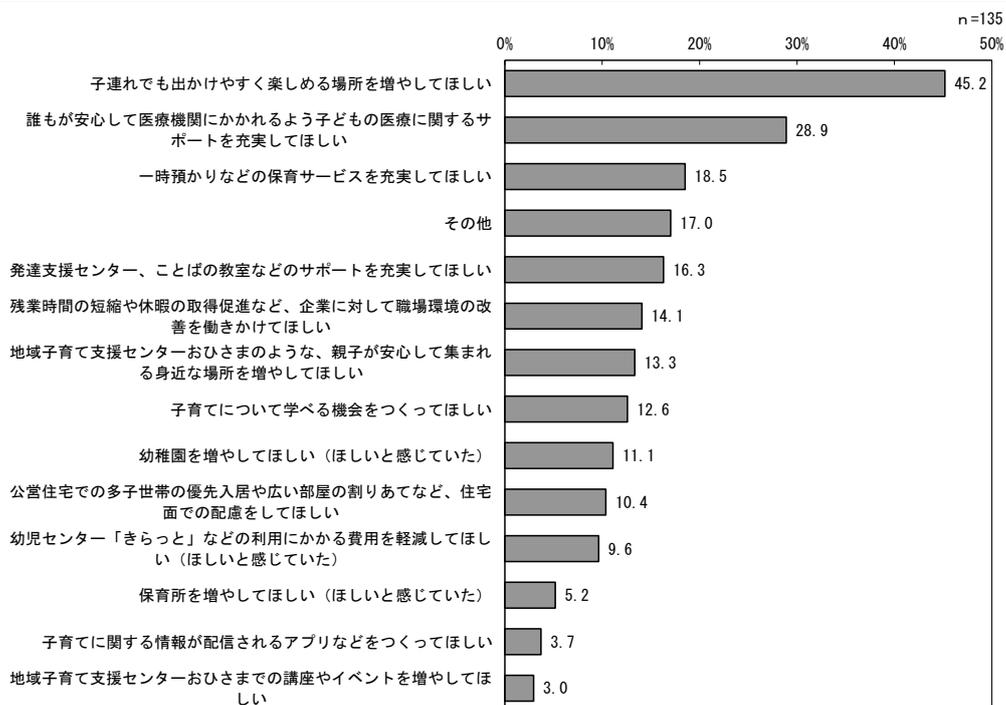
### 参考：問 24 子育てをする上で、近所や地域に望むことはありますか

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」59.7%で最も多く、次いで「子どもがよくないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」55.2%、「子どもを対象とした遊びや活動ができる場をつくってほしい」37.0%、「出会ったときにあいさつするなど、子どもにかかわってほしい」33.1%、「緊急の用事などのときに一時的に子どもを預かってほしい」14.3%と続いています。



### 参考：問 29 本町の子育て支援について希望することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」45.2%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」28.9%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」18.5%、「その他」17.0%、「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」16.3%と続いています。

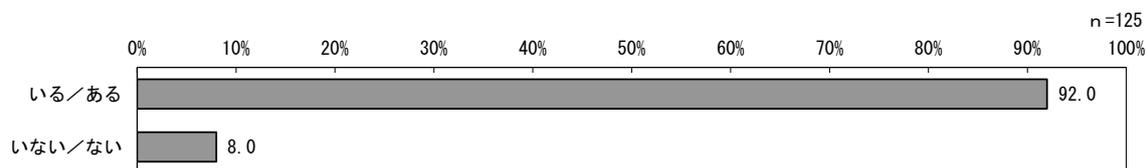


## テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

### ●就学前の保護者

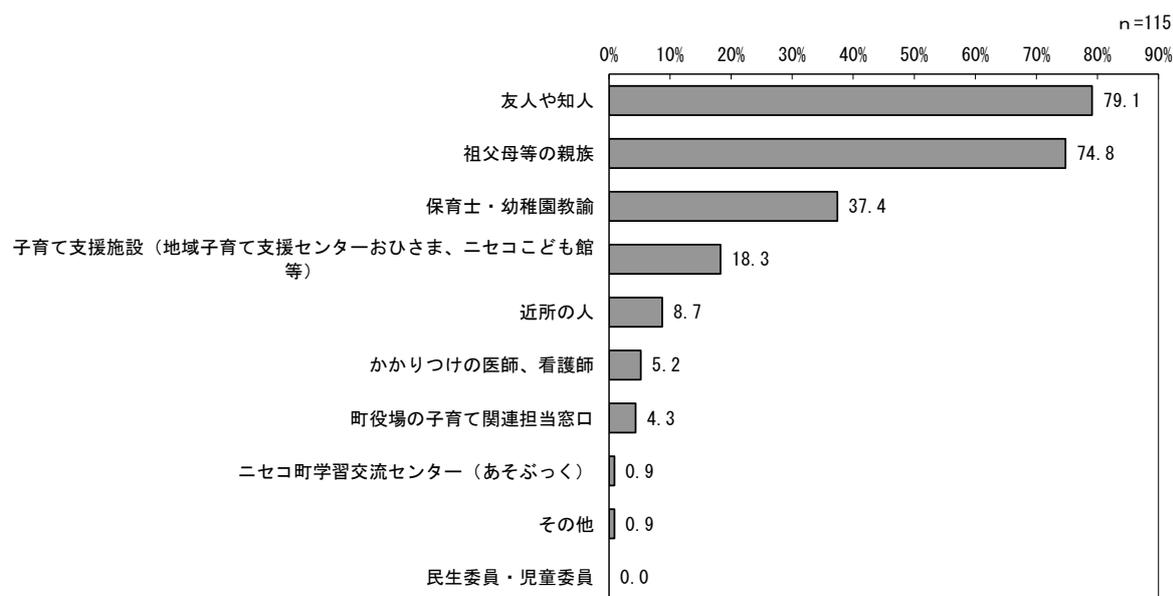
#### 問12 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」92.0%、「いない／ない」8.0%となっています。



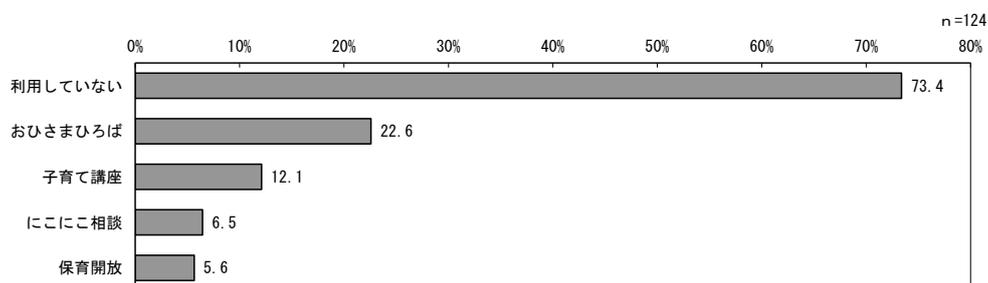
#### 問12-1 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」79.1%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」74.8%、「保育士・幼稚園教諭」37.4%、「子育て支援施設（地域子育て支援センターおひさま、ニセコこども館等）」18.3%、「近所の人」8.7%と続いています。



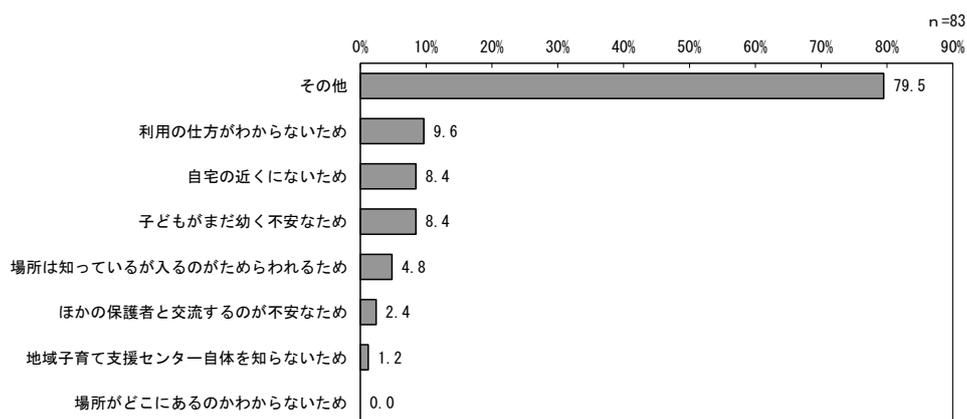
## 問 16 お子さんは、現在、地域子育て支援センター「おひさま」を利用していますか

「利用していない」73.4%で最も多く、次いで「おひさまひろば」22.6%、「子育て講座」12.1%、「にこにこ相談」6.5%、「保育開放」5.6%と続いています。



### 問 16-1 地域子育て支援センター「おひさま」を利用していない理由

「その他」79.5%で最も多く、次いで「利用の仕方がわからないため」9.6%、「自宅の近くにないため」8.4%、「子どもがまだ幼く不安なため」8.4%、「場所は知っているが入るのがためられるため」4.8%と続いています。

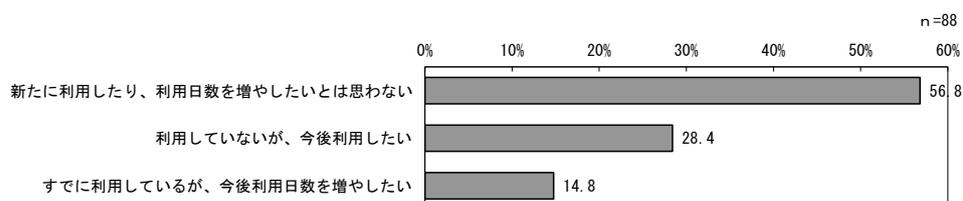


#### ●その他 おもな回答

幼児センターに行っているため。長時間保育のため、利用していない。必要性を感じないため。

## 問 17 地域子育て支援センター「おひさま」について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

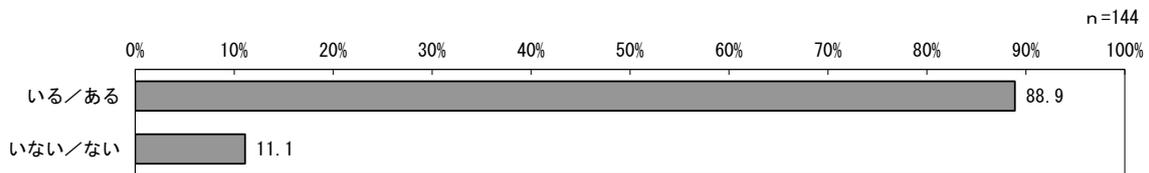
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」56.8%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」28.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」14.8%と続いています。



## ●小学生の保護者

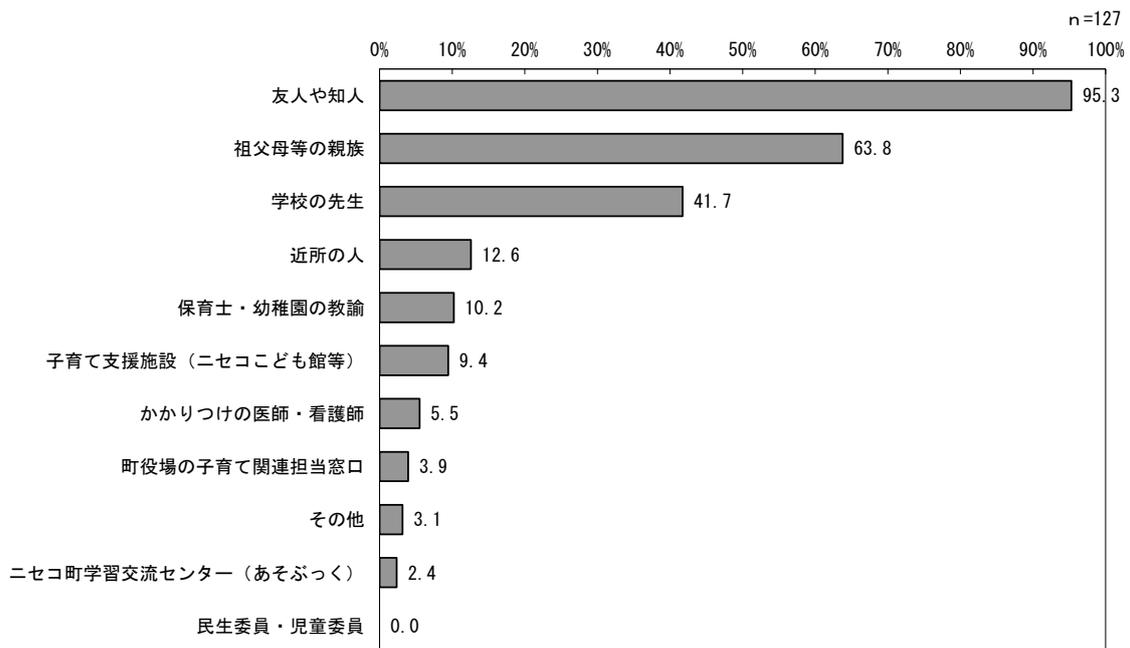
参考：問 13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」88.9%、「いない／ない」11.1%となっています。



参考：問 13-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」95.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」63.8%、「学校の先生」41.7%、「近所の人」12.6%、「保育士・幼稚園の教諭」10.2%と続いています。

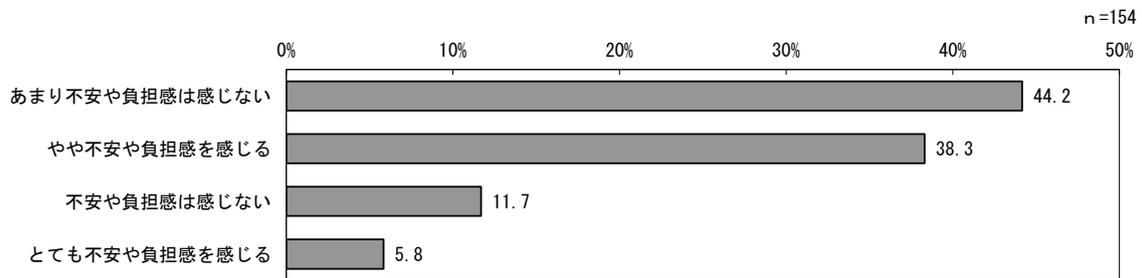


### ●その他 おもな回答

児童デイサービス、支援センター、ことばとまなびの教室、夫

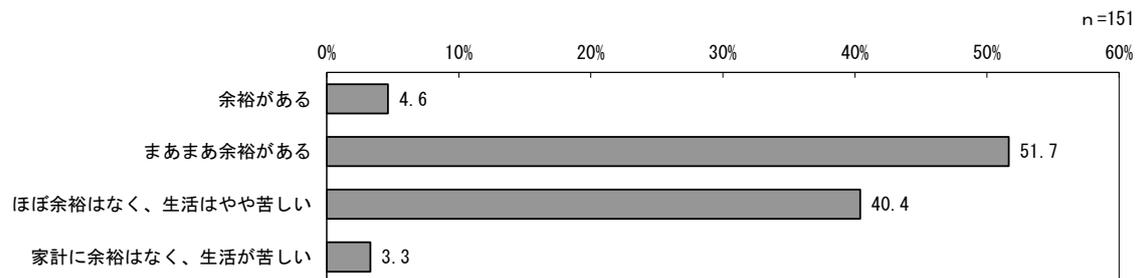
### 参考：問 21 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「あまり不安や負担感を感じない」44.2%で最も多く、次いで「やや不安や負担感を感じる」38.3%、「不安や負担感を感じない」11.7%、「とても不安や負担感を感じる」5.8%と続いています。



### 参考：問 22 家族全体の家計状況について、どのように感じていますか

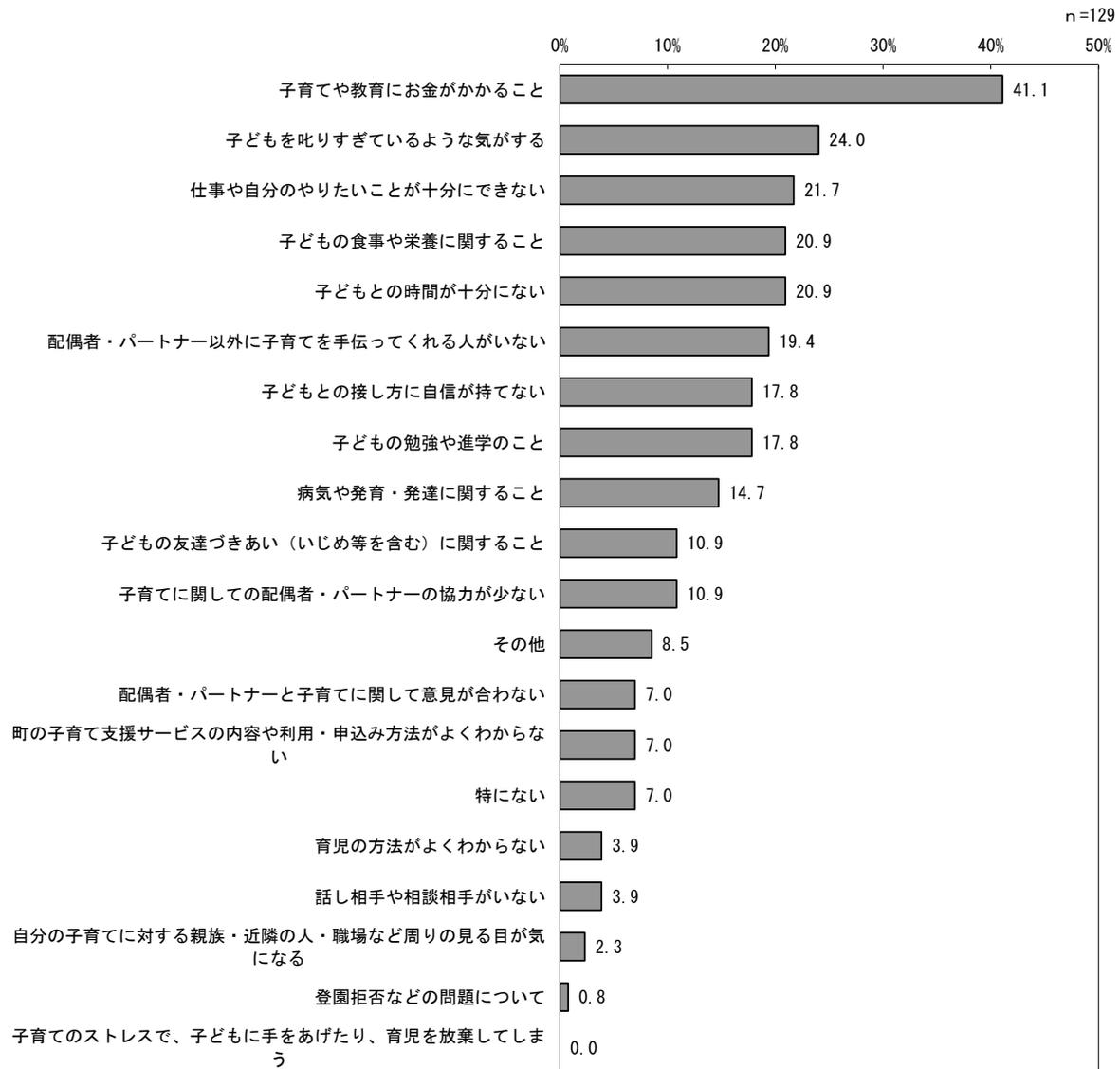
「まあまあ余裕がある」51.7%で最も多く、次いで「ほぼ余裕はなく、生活はやや苦しい」40.4%、「余裕がある」4.6%、「家計に余裕はなく、生活が苦しい」3.3%と続いています。



## ●就学前の保護者

参考：問 34 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

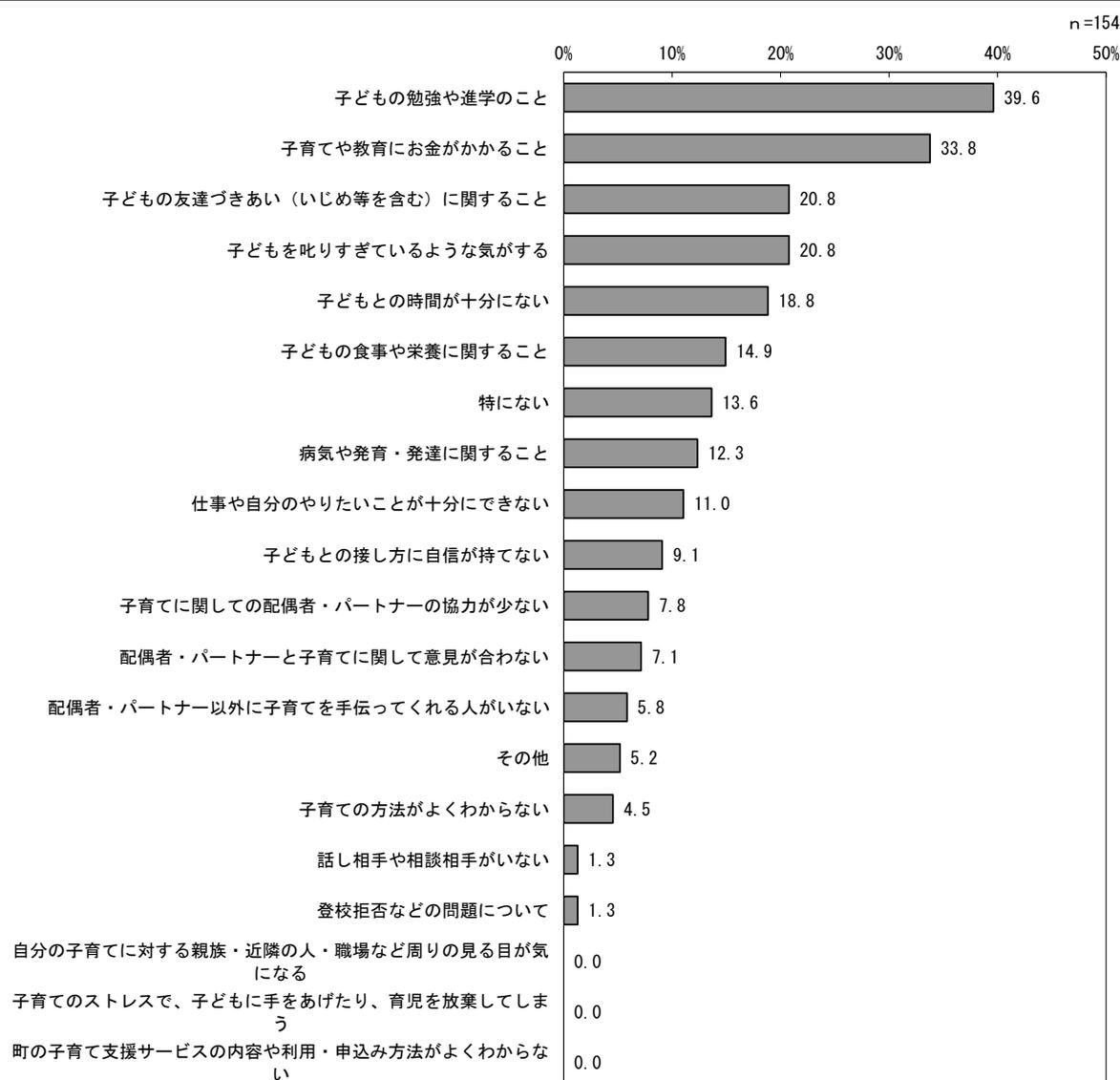
「子育てや教育にお金がかかること」41.1%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」24.0%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」21.7%、「子どもの食事や栄養に関すること」20.9%、「子どもとの時間が十分でない」20.9%と続いています。



## ●小学生の保護者

参考：問 23 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子どもの勉強や進学のこと」39.6%で最も多く、次いで「子育てや教育にお金がかかること」33.8%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」20.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」20.8%、「子どもとの時間が十分でない」18.8%と続いています。



## 5 ニセコ町の子ども・子育て支援の課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境とニセコ町の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

### ●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

### ●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。

また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

### ●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を維持しつつ、就学前の保護者であれば、一時預かりなどの保育サービスの充実を望む声に対応していくことが課題です。

一方で、小学生の保護者では幼児センターの費用軽減と職場環境改善の望む声があるので、保育サービスの充実と事業者への啓発活動を継続することが課題です。

### ●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの勉強や進学のこと」、「保護者自身に関すること」、「子どもの育て方について」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。

また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

その他、アンケート結果からみた、第1期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●**教育・保育の質の向上に向けた課題**

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約4割弱であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、周知方法などの整備を継続することが必要です。

●**子育て支援と育児環境の整備に向けた課題**

□気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や町の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。

□放課後児童クラブだけでなく、放課後子供教室等も含め、放課後に子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後必要です。

●**多様な生き方・働き方を支援するための課題**

□今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者は増加することも見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。

□就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。

□今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

□職場復帰後に教育・保育施設等の円滑利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取り組みを促す啓発活動が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」

ニセコ町次世代育成支援推進行動計画で掲げていたニセコ町の将来像「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」を本計画でも基本理念として踏襲し、誰もが健康で、安心して暮らせるための仕組みを家庭と地域で築いていくことを目指します。また、将来のニセコを担う大切な子どもたちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを忘れない大人へと育つことも目指します。

## 2 基本的な視点

### (1) 子どもの視点

ニセコ町まちづくり基本条例 11 条では、「満 20 未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」と規定しています。『満 20 歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきである。』というのがニセコ町の基本スタンスです。

このようなニセコ町まちづくりについての基本姿勢に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう、子育て支援策の取組を推進します。

### (2) 次代の親づくりという視点

家族の形態は、多世帯が同居する大家族から核家族へと変化しており、子育ての実践的知識や方法が継承されにくくなってきています。このため、家庭における子育て支援、特に相談・支援体制を十分に考えながら、若い世代の育成を進めていく必要があります。

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、将来自立し安心して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

### (3) 子育て支援策の質の視点

保護者などが安心して支援を受けることができる環境を整備するためには、希望に応じて供給するサービスの量を適切に確保するとともに、その質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、支援策の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めます。

### (4) 社会全体で支えるという視点

次世代育成支援対策は、父母などの保護者（個人、家庭）が子育てについての第一義的責任を負うという基本認識を持ち、行政、民間団体、民間事業者、地域コミュニティなどとの連携や、既存の公共施設などの有効活用といった社会資源を最大限に活かす工夫が必要です。保護者が孤立することのないよう、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

---

### 3 基本目標

---

基本理念である「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」の実現を目指し、次に掲げる3つの基本目標の下に、施策に取り組みます。

#### 基本目標 1 安心して子どもを生み、育てられるまちづくり

将来の社会の担い手である子どもたちの健全な育成と、安心して子どもを生み健やかに育てることができる社会が求められています。働きながら子育てをしている家庭への支援として子育て環境の整備と充実を図ります。

また、家庭形態の変化等に伴い、子育てに関する悩み、不安を持つ親が増えてきていることから、悩みなどを軽減するための環境づくりを進めます。そのため、交流活動、相談体制、援助体制の充実を図ります。

子どもが健やかに育つこと、安心して生み育てられる環境づくりを社会全体で推進していくと同時に、家庭内での男女の協力が促進されるよう意識啓発を進めます。

#### 基本目標 2 日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり

子ども、子育て家庭及びこれから家庭を持つ世代が健康で安心した生活が送れるよう、健康活動の一層の推進を図ります。特に一貫した母子健康管理や母子医療、母子福祉の充実を進めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にし、誰もが隔たりなく交流し暮らせるまちづくりを進めます。

生命と財産を守るため、関係機関、関係団体との連携を強化し、緊急時における体制整備、防犯や交通安全対策の向上を進め、さらに地域コミュニティにおける子育て力向上のための意識啓発を図ります。

#### 基本目標 3 ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり

将来のニセコを担う大切な子どもたちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを忘れない大人へと育つために、家庭、学校、地域社会の連携を深め、それぞれの教育環境の充実を目指します。

教育機関において、基礎学力の指導はもとより、人との交流や人間を尊重する教育の充実を推進して行きます。

さらに、家庭や地域における、学習、交流の場の提供を図り、温かい人間関係や交流を通じた人間尊重の教育を支援します。

## 4 施策体系

子ども・子育て支援事業計画の施策体系については、以下の通りです。

基本理念:子どもたちの笑顔が輝くまちへ		
基本目標1 安心して子どもを生み、育てられるまちづくり		
	(1) 地域における子育て支援	1) 保育事業
		2) すべての家庭への子育て支援サービスの充実
3) 子育て支援のネットワークづくり		
	(2) 職業生活と家庭生活の両立支援	1) 仕事と子育ての両立支援
		2) 生活と仕事の調和の実現のための働き方の見直し
基本目標2 日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり		
	(1) 支援を必要とする子どもと家庭への支援	1) 児童虐待の防止
		2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
		3) 障がい児等施策の充実
	(2) 親や子どもの健康の確保及び増進	1) 食育の推進
		2) 母親と子どもの健康の確保
		3) 思春期対策の充実
		4) 小児医療の充実
	(3) 子育てを支援する生活環境の整備	1) 子育て家庭の住環境の確保
		2) 道路交通環境等の整備
		3) 遊び場等の整備
	(4) 子ども等の安全の確保	1) 交通安全教育の推進
		2) 犯罪等の防止活動
基本目標3 ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり		
	(1) 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備	1) 児童の健全育成
		2) 学校の教育環境等の整備
	(2) 子育て家庭への支援	1) 家庭の教育力の向上
	(3) 地域社会における子育て支援	1) 地域交流による子育て支援

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

### 2 教育・保育提供区域の設定

#### 1 ニセコ町における教育・保育提供区域

ニセコ町全域を1区域として設定する。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については ニセコ町全域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

## 2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から二セコ町全域を基本とする。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11 事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親、または、子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	二セコ町全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、二セコ町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	二セコ町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、二セコ町内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	二セコ町全域	現状どおり、二セコ町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	二セコ町全域	現状どおり、二セコ町内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	二セコ町全域	現状どおり、二セコ町内全域とする。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	二セコ町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、二セコ町内全域とする。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	二セコ町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、二セコ町内全域とする。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	二セコ町全域	教育・保育施設での利用も含むため、二セコ町内全域とする。

11 事業	提供区域	考え方
時間外保育事業 延長保育・休日保育	ニセコ町全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、ニセコ町内全域とする。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	ニセコ町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、ニセコ町内全域とする。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	ニセコ町全域	区域設定は、ニセコ町全域とするが、現状を踏まえて、小学校区を基本として運用・実施する。

# 第5章 教育・保育施設の充実

## 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

### ●認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）のことで、その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることです。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### （１）１号認定（３歳以上、幼稚園・幼児センター（短時間型保育）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1 必要利用定員総数	28	23	28	24	28
2 確保の内容	28	23	28	24	28
特定教育・保育施設	26	23	28	24	28
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
他町の幼稚園	2	0	0	0	0
過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のことです。

### （２）２号認定（３歳以上、保育所・幼児センター（長時間型保育）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1 必要利用定員総数	86	83	86	86	89
幼児期の学校教育の利用希望が強い	13	12	13	13	13
上記以外	73	71	73	73	76
2 確保の内容	86	83	86	86	88
特定教育・保育施設	86	83	86	86	88
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（2-1）	0	0	0	0	-1

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

### (3) 3号認定（0歳、保育所・幼児センター（長時間型保育）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	7	7	7	7	7
2 確保の内容	7	7	7	7	7
特定教育・保育施設	7	7	7	7	7
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0
過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

### (4) 3号認定（1・2歳、保育所・幼児センター（長時間型保育）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	41	46	43	45	47
2 確保の内容	41	46	43	45	47
特定教育・保育施設	41	46	43	45	47
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0
過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

#### ●確保の内容方針

ニセコ町では、現状に引き続き幼児センターで実施します。

広域保育の利用や弾力的な運営等を行うことで、確保できる見通しとありますが、実際の利用数を考慮しながら、定員について毎年検討を行います。

### 3 教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)

ニセコ町では、国の認定こども園の制度以前から、ニセコ町独自に幼児センターにて0歳児(6か月)～5歳児が保護者の状況に合わせて選べる、短時間型保育と長時間型保育を同じ施設で実施しています。

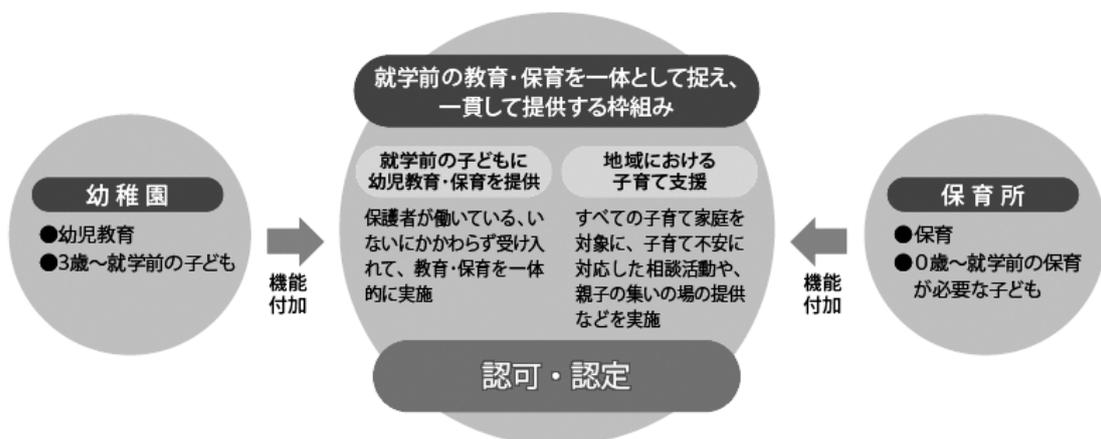
国が進める教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的にとらえた環境の整備が重要となっています。

ただ、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、ニセコ町でも子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施します。さらに、事業者が幼稚園・保育所等から認定こども園への移行する際や、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

#### (1) 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

#### 【認定こども園の概要イメージ】



(出典：内閣府ホームページ)

## (2) 認定こども園の取り扱いについて

### ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境をとおして行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

### ② 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図る。

### ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定する。

## 【配慮すべき事項の詳細】

### ① 発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

### ② 養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③ 乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、情報提供するとともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

④ 3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤ 健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

⑥ 特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供をします。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図ります。

⑦ 子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧ 家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

---

## 4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

---

### (1) 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- ・子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図る予定です。
- ・外国語に対応できる職員の配置、翻訳機器等の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制を整備します。

### (2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ①幼・保・小の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実
- ②職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③幼稚園・保育所や地域型保育事業者の連絡会等との連携の充実
- ④教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ⑤保育アドバイザーによる支援の拡充

---

## 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

### ●主な取組

- ①受け入れ態勢の整備
- ②低年齢児保育の充実
- ③情報提供、相談・支援の充実

# 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

## 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(特定型)

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、留守家庭児童会等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切な施設・事業を選択し、円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュなどによる支援を行う事業です。

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢]0～5歳の保護者

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型(か所)	0	0	0	0	0
母子保健型(か所)	0	0	0	0	0

### ●確保の方策方針

ニセコ町では、利用者支援事業としては実施せず、町の保健福祉課で保健師や職員が、幼児センターでは職員等が保護者からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等きめ細かい支援を実施していきます。

## (2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

[対象年齢]0～5歳

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	181	180	186	186	194
確保の方策（人）	181	180	186	186	194

### ●確保の方策方針

ニセコ町では、現在延長保育は実施していませんが、ニーズ状況を踏まえながら検討していきます。

## (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

ニセコ町では、平成28年度に新設したこども館を中心に放課後子ども教室などとも連携した運営を行います。

[対象年齢]就学児（6～11歳）

### ■量の見込み

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	1年生	19	18	21	21	26	20
	2年生	30	20	21	21	18	24
	3年生	18	27	26	26	22	23
	4年生	0	10	10	10	10	10
	5年生	0	2	2	2	2	2
	6年生	0	1	1	1	2	1
②確保の内容 (人)		67	78	81	81	80	80
差(②-①)		0	0	0	0	0	0

### ●確保の方策方針

ニセコ町では、学校区ごとに現状に引き続き実施します。動向を踏まえて、ニセコ町のニーズ状況を踏まえながら実施していきます。

●「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

ニセコ町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進と併せて、放課後子供教室についても、施設を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、取り組めます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人/年

##### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人/年）	0	0	0	0	0

##### ●確保の方策方針

二セコ町では、現状に引き続き相談事業を実施します。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

##### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	38	40	42	42	43
確保の方策	【実施体制】保健師3名 【実施機関】二セコ町				

##### ●確保の方策方針

二セコ町では、現状に引き続き実施します。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

【対象者】要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	5	5	5	5	5
確保の方策	【実施体制】保健師3名 【実施機関】二セコ町				

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
要保護児童：保護者のない児童、または、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。児童福祉法第六条の三の規定より

### ●確保の方策方針

二セコ町では、乳児全戸訪問（こんちには赤ちゃん事業）をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象児童を把握し、養育支援訪問を現状に引き続き実施します。必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関との情報の共有をします。また、適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます。

### (7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てができるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人/回

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/回)	5,679	6,075	6,025	6,223	6,371
確保の方策(か所)	1	1	1	1	1

#### ●確保の方策方針

二セコ町では、現状に引き続き二セコ町幼児センター「きらっと」にて実施します。

### (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児、または、幼児について、幼稚園、保育所等において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児、在園児以外は、3～5歳

②保育所等は、0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日/年

#### ①幼稚園における一時預かり（幼稚園型）

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日/年)	760	708	760	731	778
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	760	708	760	731	778
幼稚園の在園児以外を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	0	0	0	0	0
確保の方策(人日/年)	760	708	760	731	778

#### ●確保の方策方針

二セコ町では、現状に引き続き実施します。

## ②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	622	619	639	637	665
確保の方策（人日/年）	622	619	639	637	665
保育所の一時的預かり（幼稚園型以外）	622	619	639	637	665
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0	0	0	0	0

### ●確保の方策方針

二セコ町では、現状に引き続き実施します

## （9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業（病後児）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢]0～5歳

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日/年）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

### ●確保の方策方針

現状実施していません。国の財政支援状況を鑑みて、二セコ町の予算措置を検討の上、また、医療機関との連携、看護師等の配置などを総合的に判断し、検討を進めます。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢]就学児

### ■量の見込み（低学年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/日)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/日)	0	0	0	0	0

### ■量の見込み（高学年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/日)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/日)	0	0	0	0	0

### ●確保の方策方針

現状実施していません。国の財政支援状況を鑑みて、二セコ町の予算措置等検討の上、実施ができるか検討を進めます。また、子育て支援センターを中心にサポート体制あり方について検討し、ニーズの動向を勘案して実施を検討します。

## (11) 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	38	40	42	42	43
確保の方策	【実施場所】 北海道内各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【実施項目】 国が定める基本的な妊婦健康診査項目。北海道外での健診については、別途申請にて受付				

### ●確保の方策方針

二セコ町では、現状に引き続き実施します。里帰り出産など、二セコ町外での健診については、別途申請により公費負担しています。

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

**(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)**

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。国の制度に則り、低所得世帯への実施を図ります。

### **●確保の方策方針**

ニセコ町では、住民ニーズなどを把握して、事業設計を図っていきます。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

### **●確保の方策方針**

ニセコ町では、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

---

## **2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上**

---

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、ニセコ町におけるこれらの連携を推進します。

# 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## 1 児童虐待防止対策の充実

ニセコ町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

### (1) 関係機関との連携及びニセコ町における相談体制の強化

ニセコ町における子ども・子育てに関する相談体制は、「保健福祉課」をはじめ、「学校教育課」の各行政機関のほか、幼児センター、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制を下に関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化して行きます。

### (2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

---

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立支援は、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

---

## 3 障がい児施策の充実

---

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や看護師等の保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要です。

さらに家族が適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことも必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

---

## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

---

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実にも努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

---

## 5 子どもの安心・安全な環境の充実について

---

国は、登下校時における子どもの安全確保について 2018（平成 30）年 6 月 22 日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが 1 人で歩く「1 人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるとしています。

2019（令和元）年 4 月 19 日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、同年 5 月 8 日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、2019（令和元）年 6 月 18 日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

ニセコ町でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下のような方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

### 施策の方針について

#### ■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の緊急合同点検を実施します。各道路管理者、警察署、幼児センター、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については幼児センター、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。また、得られた情報については地域安全マップ作成時の情報提供にも使用していきます。

#### ■高齢者の安全運転を支える対策について

年4回の交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、高齢者の安全に運転する技術の維持を基本とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報、また、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納への各種支援策の広報・啓発などをより一層進めていきます。

#### ■高齢者の日常生活の移動を支える取組について

今後の検討になりますが、免許返納後の高齢者の移動の足となる公共交通機関以外での取組や自動運転技術を取り入れた新しいモビリティの活用など高齢者福祉計画との調和を図っていきます。

# 第8章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

ニセコ町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。その他、児童虐待防止の観点から福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察、町内会等の関係機関を含めた地域全体とともに、北海道の児童相談所との連携を強化していきます。

## 2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

ニセコ町は、子ども・子育て支援法に基づき「ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、北海道と緊密な連携を図ることとします。

### ①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

### ②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有する

### ③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

### ④地域の役割

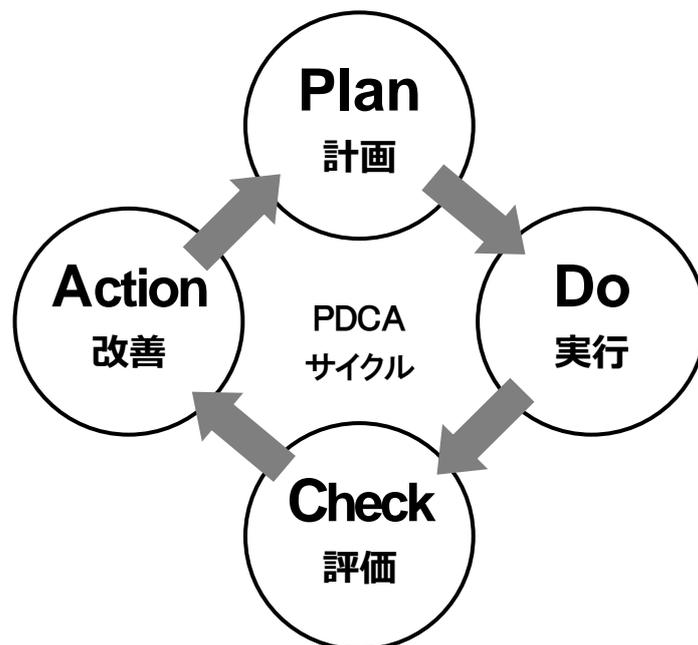
- 子育て家庭で目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

#### （１）計画の推進体制について

計画の推進に当たっては、幼稚園・保育所や学校・事業者・地域団体・住民等と連携して施策の推進に取り組み、進行状況については、ニセコ町子ども・子育て会議に報告を行います。なお、各施策については、子育て支援施策の需要や国や道の制度改正の動向の把握のもと、毎年PDCAサイクル「計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）」により、事業の継続的な改善を行います。



#### （２）子ども・子育て支援体制の向上に向けて

多様化する子育てに関わるニーズに対応していくためには、質の高い教育・保育サービスの提供体制をつくとともに、各種の地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない、きめ細かな子育て支援体制をつくるのが大切です。行政・地域・関係機関・関係団体等が適切な役割分担のもと、それぞれ連携・協働し、地域の実情に応じた取り組みを進め、地域ぐるみで子育て支援体制の向上を目指します。

#### （３）計画の周知

計画を着実に推進するためには、子育て家庭や関係機関、事業者、関係団体をはじめ、住民のみなさんに計画を周知し、その理解や協力が重要となることから、策定した計画については、広報紙やホームページなど様々な媒体や機会を活用して周知に努めます。



**ニセコ町**

**第2期  
ニセコ町子ども・子育て支援事業計画**

---

発行年月：令和2年3月

発行：ニセコ町役場

編集：ニセコ町役場保健福祉課福祉係

住所：北海道虻田郡ニセコ町字富士見 47 番地

電話：0136-44-2121